

Ⅲ カナダ

トヨタ財団プログラム・オフィサー

牧田 東一

Ⅲ カナダ

牧田 東一

1 カナダにおける国際交流概要：基本理念と実施体制、21 世紀に向けた取り組み¹

日本の国際交流政策に慣れた視点からカナダ政府の国際交流政策を見ると、大きく言って2つの点が際立って特徴的に見える。第1は文化産業振興の視点であり、第2は国内の多文化主義政策との連続性である。カナダの国際交流政策を理解するためには、この2つの視点について、その歴史的な経緯を把握していることが必要であると思われる。2点ともカナダの地理的、歴史的、文化的な意味での国の成り立ちと密接に関係している。そこで、まず始めにそれぞれについて、カナダ国家の成立過程の特殊な条件との関連において、カナダ人によって書かれた幾つかの論文に基づいて簡単に概観したい。

カナダ国際交流の基本理念は上記2つの特徴によって際立ってはいるが、カナダの外交政策の基本理念と言うべきものは「カナダ的価値の国際社会への投影」であり、具体的には民主主義や人権、国際平和などの普遍的価値へのコミットメントである。したがって、当然のこととして、国際交流政策もこうしたカナダ外交の基本的理念と調和する形で立案、実施が目指されている。カナダ外交のこうした側面はアメリカ合衆国のそれと類似している。カナダ外交の特徴とは言いにくい所以である。しかし、幾つかの側面やその手段においては、アメリカ合衆国の諸政策と異なる部分があるのもまた事実である。その違いの多くは、超大国と中規模国（ミドル・パワー）という外交資源の多寡に起因するところが大きいとされている。本節の最後で、カナダ外交政策とアメリカ外交の違いについても、若干触れたい。

1-1 カナダの文化産業振興政策の由来と経緯

カナダの文化を考える時、常にカナダ人の発想の原点にあるのが、カナダはアメリカ合

¹ 本稿作成の最終段階で桜美林大学国際学部の吉田健正教授から多くの貴重なコメントを頂いた。深く感謝の意を表したい。しかし、本稿の内容については全て筆者に責任がある。

衆国と異なっているという国民アイデンティティの表象としての文化である。カナダ人の多くはアメリカ人と異なっていることにプライドを持っている [Seiler 1993:303]。しかしながら、その文化の実態において見れば、カナダの文化はアメリカ文化に良く似ている部分の方が多いのである。そこで、カナダの国民アイデンティティを維持することは、カナダ国家の重要な安全保障上の政策目標であり、したがってカナダ政府が文化政策を持つことが要請されているのである。

ダウラーは、カナダの文化政策の正当化には安全保障政策としてそれを見る必要があると主張している [Dowler 1996:329]。英領植民地からアメリカ合衆国が独立し、他方で後のカナダとなった地域は植民地として留まり、また独立アメリカ合衆国から王党派が多くカナダへ移民したという歴史的経験から、カナダにはアメリカ合衆国に対して領土的な安全保障意識がある。そのため、カナダ政府は広大な領土に分散した居住地域の間には交通網を整備することによって、その地理的なスペースを埋めることに多大の投資を行ってきた。しかしながら、その交通通信網を通じてアメリカ大衆文化が大量に流入してきた時に、この地理的スペースを埋める国家作業が実際には中身のない殻、空間を作っただけで、中身としての国民国家がアメリカ大衆文化に埋めつくされ、植民地化されるという事態に陥ったと認識されたのである。そこで、メタフィジカルな第二フロントとして、文化の課題が政府によって強く意識されるようになった。カナダ政府が国内文化産業振興に政策的に取り組む背景には、こうしたメタフィジカルな安全保障意識が強く作用している。

全国の鉄道、道路の交通網整備においても顕著なように、アメリカであれば民間資本が行う事業において、カナダでは資本家を見出すことが困難であり、前述のように国家維持の大義の下で、カナダでは政府が交通網整備の投資を行ってきた。文化産業振興においても事情は同じであり、アメリカであれば民間資本や市民社会（組織）が実施する文化分野においても政府による所有、支援、補助、介入が顕著である。しかしながら、全体主義的な国家管理への危惧から、国家による文化産業支援はイギリスの伝統である政府が出資し補助するが独立した機関（arm's length institution）を通して行なわれることとなった。例えば、カナダ放送協会（Canadian Broadcasting Corporation: CBC）、国立映画製作庁（National Film Board: NFB）、製作援助を行っているテレフィルム・カナダ（Telefilm Canada）、カナダ芸術カウンシル（Canada Council for the Arts、略してカナダ・カウンシルと呼ばれることが多い）などの独立機関が次々と政府によって設立されたのである。それらは、あたかも「不在の市民社会の代用」を務めるために作られたかのようである。こうした独立機関をダウラーは、擬似市民社会（simulated civil society）と呼んでいる。独立機関は政府によって設立され、政府の代理として国家と市民との間をつなぐ仲介者の役割が担われている。アメリカではこうした機能は企業団体や専門家の協会など様々な市民社会組織が担っており、政府が文化分野に直接的に関わることは必要最低限に留めら

れている。現実には、合衆国連邦政府には文化を担当する省庁が存在していない²。

カナダ文化、あるいは文化産業の生存にかかる文化消費の現状について、ここで若干触れておきたい。アメリカ大衆文化の侵食がいかほど激しいかという点を強調するためである。カナダ人は1人あたりでは世界でも有数の文化製品の消費者である [Portman 1993:344-345]。カナダ人は世界第2位のレコード消費者であり、映画を良く見る国民である。スポーツ好きでも知られているが、それ以上に演劇、舞踊、音楽会に行くのである。しかし、カナダの書籍消費の76%は輸入図書であり、映画の97%は外国製、音楽の89%は12の外国企業に牛耳られているのである。いうまでもなく外国製と言うとき、そのほとんどはアメリカである。例えば、次表のように映画について他国と比較しても、このアメリカ依存は顕著である。

表1 1992年劇場配給映画の出自国別市場シェア³ (%)

	国産映画	アメリカ映画	その他外国
カナダ (除ケベック)	2	96	2
ケベック	3	83	14
フランス	35	58	7
スペイン	9	77	14
英国	14	84	2
オーストラリア	9	76	15

この結果、カナダで入手可能な書籍、映画、音楽レコードの圧倒的多数は外国製であり、その大多数がアメリカの文化産業、あるいはアメリカ的に言えばエンターテインメント産業の商品となっている。そして、カナダ人芸術家の作品はその本国において周辺的な地位に追い込まれているのである。例えば、ビデオ・レンタルショップでは、カナダ製映画は外国映画のコーナーに置かれ、カナダの音楽レコードはウクライナ舞踊やフラメンコギターと一緒に特別な陳列箱に入れられることになっているとポートマンは述べている [Portman 1993:343]。

次に、カナダにおける文化産業振興政策が歴史的にどのように形成されたかについて述べておきたい [Portman 1993:345-346]。最も重要な政策文書は、1951年のマッセイ委員会 (Massey Royal Commission) の *Report of the Royal Commission on National Development in Arts, Letters, and Sciences* である。最初のカナダ生まれの総督となった委員長のヴィンセント・マッセイ (Vincent Massey) の名を冠して、通常マッセイ報告書

² アメリカと比較した場合の市民社会の不在は日本にも共通した社会の特徴であり、独立機関は日本の特殊法人や公益法人に似た制度とも見えるが、政府と独立して運営されているという点が大きな違いである。この点については後にカナダ芸術カウンスルの項で再度触れたい。

³ Ted Magder, "Film and Video Production," in Michael Dorland ed., *The Cultural Industries in Canada: Problems, Policies and Prospects*, p.147, Table 6-1.

と呼ばれる。カナダの文化政策を論ずるときに必ずと言っていいほど言及されるバイブル的存在である。委員会は教育、放送、舞台芸術、視覚芸術、著述、マスメディアといったカナダ人の文化的生活の全側面を調査した。報告書はそれまでアマチュアのコミュニティ芸術中心であったカナダがプロの製作する大衆文化の時代を迎えることを予言し、新しい時代に対応して、政治的介入から独立した機関を通しての連邦政府による芸術支援の原則を打ち出した。この報告書によって、1957年にカナダ芸術カウンシルが創設されたのである。

また、報告書は「戦後世界におけるアメリカ文化への依存の危険性を始めて明確に警告し、計画的で調整された国家支援による文化開発戦略を提言した」[Paul Litt, quoted in Portman 1993:346]。マッセイは、一方でカーネギー・コーポレーションやロックフェラー財団などのアメリカ民間財団による研究助成やアメリカの大学で学ぶためのフェローシップの重要性を認めたが、他方、過度のアメリカ依存に警告を鳴らしたのである。報告書には反米主義とエリート主義的なトーンが明らかである。リットは、「カナダの文化ロビーのイデオロギーにおいて、民族主義とエリート主義がアメリカの大衆文化の侵略に反対して、カナダ文化を開発することを目的とする同盟を組んだ」[Portman 1993:346]と述べており、カナダの文化政策がエリート主義的文化へのバイアスを持ったものとなっていることを指摘している。

マッセイ報告書以降、特に1957年カナダ芸術カウンシルの設立以降のカナダにおける創作芸術分野の発展には目覚ましいものがあるとポートマンは評価している。オーケストラ、演劇、舞踊の専門組織が成長し、これらの多くは国際的な評価を得ている。新しい美術館、博物館が作られ、多くのカナダ人作家が国内、国外で評価された。しかし、これらの成果の全てを文化保護政策に起因するものと言う事はできず、高い評価を受けた芸術家、芸術作品の制作には何らかの形で国際的な交渉が見出されるとも述べている。ポートマンはしかし、こうしたカナダの芸術活動の一見した成功にもかかわらず、そのインフラは脆弱であり、特にカナダ政府補助への依存は政府の文化予算の削減に非常に脆弱な構造を作っており、またアメリカ文化への依存状況は依然として憂慮すべき状況であると述べている。

以上のように、マッセイ報告書以来、文化産業育成はアメリカ大衆文化への対抗策、あるいは国民アイデンティティ擁護という政治的目的によって正統化されてきたが、1970年代に入ると、経済政策との連関が深まってきた[Dowler 1996:340-342]。これは、カナダの資源産業が衰退し、それに代わって文化の産業化が重要な国家の経済戦略、政策目標となったからである。1970年代後半には、文化に直接的に関わる官庁（コミュニケーション省）において以下のような説明がなされるようになる。

コミュニケーション省は、カナダの全産業政策の中でも重要性が増大しつつある一側面（文化産業：筆者）を促進する科学的ユニットとなりつつあり、カナダ人のアイデンティティを形成する諸手段を経営することに責任をもった文化志向の組織

ではなくなりつつある[Woodrow 1980:65]。

こうして、1970年代半ば以降は産業・経済政策と文化政策が一層一体化することとなった。1970年代末にフランシス・フォックス (Francis Fox) が文化を担当するコミュニケーション大臣となつてから、文化産業という表現がカナダ政府のディスコースに登場する⁴。こうして人々の集合的アイデンティティとしての純粋な文化と文化製品の産業的に組織化された形態としての文化の二つが一体化された政策目標となり、前者はアメリカへの文化的依存から脱却するための創造活動として奨励され、同時に後者の文化もアメリカへの経済的依存を軽減する手段として奨励されるという二重の目的を兼ねる文化産業政策が生まれたのである。

1-2 カナダの多文化主義政策の由来と経緯

同じ移民国家として、また元々は同じイギリスの北米植民地であったことから、アメリカ合衆国との類似点と相違点によってカナダの特質を理解しようとする考え方が、カナダではかなり一般的であるように見える。そこで、それにならい、本稿でもカナダの多文化主義政策がどのようなカナダ的事情によってアメリカと異なるものとして出来上がったかという方法で概観したい。

まず多文化主義の意味であるが、ごく大雑把な理解として、アメリカが人種の坩堝でカナダが人種のモザイクであるという、よく言われる表現から出発したい。両者はともに民族文化の多様性を認め、かつ水平な民族関係と多様性と統一のバランスの理想を含意している点では同じである。他方、この表現が意図する両者の違いは、アメリカにおいては移民に対して「アメリカ人になること」がある意味で強要されるのに対して、カナダでは如何なる意味でも「カナダ的」ということが存在しないという意味であるとされる。前者が、移民の同化政策 *Americanization* であり、後者が多文化主義政策とされる。*American way* は存在するが、*Canadian way* というひとつの「カナダ的なもの」は存在しないとも表現される。こうした違いはどこに由来するのだろうか。

民主主義、個人主義といった社会の基本的価値観の部分で、カナダとアメリカは北米社会とくくれるように基本的に良く似ていとされる。両者の違いを生じさせたのは、アメリカ独立革命であり、カナダが植民地でありつづけることを選択したという点に始まる。

セイラーは、このようなカナダの反革命的、植民地的歴史はカナダの移民、国民統合、多様性へのアプローチに以下の4つ特徴を与えたと述べている。第1にカナダにおけるイ

⁴ 本来文化産業の語はフランクフルト学派によって単数形の *cultural industry* として使われたのが始めである。そこでは文化という多様性を本義とするものと、産業生産の画一的、単調な過程との矛盾が含意されていた。しかし、*cultural industries* と複数形化される中でフランクフルト学派の批判理論とは離れて使われるようになってきた。

ギリス人の存在を正当化し、第2にフランス系カナダ人の存在もあってイギリス系カナダ人を頂点とする民族階層を正当化し、第3に「守備隊気質」(garrison mentality) と呼ばれる外界を脅威とみなして障壁を築く傾向、第4にイギリス植民者と同様に基本的に自国を経済の観点から見る傾向を導いたのである[Seiler 1993:305]。

こうした異なった出発点の上に、この2世紀にわたって移民がアメリカとカナダに何度かの波となってやってきたのであるが、両者の移民の変化には基本的な共通性を見出すことが出来る。例えば、1900～20年代に大量の移民が中・東・南欧やアジアから押し寄せ社会問題化したことである。この時に、アメリカでは同化 Americanization が主要な課題となったが、カナダではイギリスとの連携が保たれる限りにおいて移民を経済的利点から考える傾向が強かった。全般的に、カナダでは非イギリス、非フランス系の欧州やアジアなどからの移民を含めた国民統合の言説や神話はアメリカに比べて非常にマージナルなものであったのである。

カナダの多文化主義は「二国民」(two nations) の枠組みにおける多文化主義と言われる程に、ケベック州を中心とするフランス系カナダ人の存在と不可分に結びついていると言われる。あるいは、多文化主義はケベック問題、あるいは二国民問題の歴史的展開の後半にそれから派生する形で出てきたといっても良いだろう。そこで、まず二国民問題のひとつの焦点であった言語問題に焦点を当てながら歴史的に概観してみたい。

1763年のパリ協定で北米のフランス植民地がイギリスに移譲されて以降、イギリスが英領北アメリカの政治権力を握り、フランス系住民は貿易活動から排除されていった。英語住民 (Anglophone) と仏語住民 (Francophone) の経済格差、主要なビジネスからフランス系住民が実質的に排除されていることが、フランス系住民問題のひとつの重要な社会経済的背景にある。もうひとつ重要なのは、1776年のアメリカ合衆国独立によって敗れた王党派がアメリカからカナダに移住するまでは、カナダ地域の人口比は圧倒的にフランス系住民が多く、実際19世紀に入ってもフランス系住民の方が多かった点である。すなわち、この問題は少数者が多数者を支配する植民地問題としての性格を持っているのである。

20世紀に入る頃の状況としては、フランス系住民の比率は相変わらず英国系より多かった。また経済的不平等な状況に変化はなかったが、フランス系住民人口は、もともとケベックに集中していた。国家レベルでの公用語は英語であり、経済閣僚にフランス系の人不起用されることはなかった。

こうした状況に劇的変化が起きたのは1960年代であり、ケベック州の「静かな革命」(Quiet Revolution) と呼ばれている。この時に、ケベックではいくつかの重要な州機関が作られ、州の教育システムの権限がカトリック教会から州政府に移管されたのである。1960年にケベック州の自由党 (Liberal Party) の選挙で、フランス系住民が多数派のケベック州の文化価値を「保護する」という従来の受身の政策から、他州に「追いつく」(rattrapage) 政策へと大きな変化が起こったとされる。重要なのは、それまでカトリック教会の権威に依存していたフランス系住民のアイデンティティが、明確にケベック州政

府に向けられたこと、すなわちケベックという領域と結びついたナショナリズム運動に性格が変わったのである。これは、後のケベック分離独立運動につながる重要な転換点とされる。

こうしたケベックの運動を受けて、自由党のレスター・ピアソン首相は、1963年に **Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism** を設置した。この **B&B Commission** 以降、カナダにおける二国語主義 (**bilingualism**) の制度が確立に向けて動き出す。これが法制度上明確な形となったのは1969年の公用語法 (**Official Languages Act**) であり、二国語主義は主として政府セクターにおける公用語を英語とフランス語の並立にする政策であり、政府文書が全て二国語併記となると同時に、公務員採用にあたっては二国語が理解できることが少なくとも有利になるように制度改革が行われた。これは分離主義運動に最も共鳴していたケベックのフランス系住民の若者を、ケベック州政府ではなく連邦政府に雇用しようという政策とも言われているが、公立学校教育における二国語政策にもつながり広範な影響力を持った。とくにエリート層ではバイリンガルが政府での雇用に明らかに有利になるため、バイリンガル教育が普及しエリート層では二国語政策がかなり浸透している。しかし、民間セクターにおいては相変わらず圧倒的な英語中心であり、その影響は政府とビジネスを持つ企業等でバイリンガル人材を雇用する傾向がある程度に留まっているとされる [Brooks 1998:223-228]。

公的セクターにおける二国語状況は首都オタワとケベック州においては公務員の半数程度にまで広がっているが、他の州ではさほどでもない。公務員で二国語が話せる人数は、オタワ地域で 59.2%、ケベック州で 54% であるのに対して、大西洋側諸州で 19.9%、西部諸州では 4% に留まっている [Brooks 1998:226]。

カナダでは憲法のレベルでカナダの多文化主義の伝統を認め、少数言語による教育の権利を保障し、先住民族の権利に言及している。これはアメリカ合衆国権利憲章があくまでも個人の権利だけを排他的に認めているのと対照的である。カナダには、1973年から多文化主義担当国務相 (**State Minister for Multiculturalism**) が存在し、1993年からはカナダ民族遺産大臣 (**Heritage Minister**) に引き継がれている [Brooks 1998:229]。

カナダの多文化主義は 1971 年に政府が正式に多文化主義政策を採用したときに始まるが、それは **B&B Committee** が示したカナダの二国民像に対する他の民族組織の反発への連邦政府の反応であるとされている。つまり、二国民枠組みの修正としての多文化主義である。非イギリス・非フランス系の住民に対しては、二国民主義を修正してみせると同時に、ケベックのフランス系住民に対しては、彼らが主張する二国民主義に居場所を作る象徴的意味を持っているのである。

さらに、1988年に多文化主義法 (**Multiculturalism Act**) が成立し、(1) 雇用における機会の平等、(2) すべての個人と共同体の能力を高める政策、(3) 多様性の理解と尊重を推進する政策、(4) 多文化主義政策の実行を示すデータ収集と公表、(5) あらゆる出自の個人の言語能力と文化的理解の活用、(6) カナダの多文化的現実 *sensitive and responsive*

な活動の実施、を定めた。

連邦政府レベルでは財政支出は、実際には非常に少ないのが実情である。1996年度には、カナダ民族遺産省(Canadian Heritage)は国家予算の2%強にあたる20億カナダドル(約1600億円)⁵の予算を持っているが、多文化主義政策に向けられているのはごく一部に過ぎない。これらの予算の使途は、国家レベルの民族文化組織への定常的な支援、多文化主義の協会、センター、催しの設立や維持、移民への言語教育、幾つかの州での遺産言語の教育、幾つかの大学での民族研究、少数民族作家、出版社、芸術家への支援、あるいは民族文化の多様性の一般理解宣伝などである。

多文化主義関連予算はその多くをカナダ民族遺産省が直轄しており、他の文化関連予算と異なり独立機関を通じて行われていない。そこで、政治介入の可能性が危惧されるほか、既存の確立した民族組織への補助が中心となりがちである。カナダ民族遺産省に加えて、独立機関でも若干の多文化主義政策への配慮が見られる。カナダ芸術カウンシルの助成と国立文明博物館の協力で、国家映画委員会がカナダの各民族の歴史的経験を描く映画を製作しているなどである。しかし、これらのカナダ民族遺産省以外の政府支出はごく少額である。

州政府レベルでよく知られているのは、学校での遺産言語の授業の拡大である。トロントでは遺産言語の授業が義務化されている。ブリティッシュ・コロンビア州ではパンジャブ語と中国語人口がフランス語人口を上回っており、1996年からはフランス語に加えて、パンジャブ語、中国語、日本語が高校の必修第二言語に加えられた。

しかし、こうした政府による多文化主義政策に対しては、「音楽と舞踊」以上のものではないという批判もある。象徴的な意義はあるとしても、全ての民族集団に公平、平等な機会を提供することには、物質的な側面も重要であるからである。カナダ先住民が経済的な側面でカナダ社会から疎外されている状況は続いており、彼らの経済水準の目に見えた改善は見られない。

他方で、非イギリス・非フランス系以外の移民の人口は1951年に人口の約5分の1であったものが、1990年代後半には約3分の1にまで増えてきている。それに伴って、特にトロントとヴァンクーヴァーで民族間対立が強まった。カナダにおける人種主義の傾向が強まっているという研究もあり、連邦政府においては民族差別をなくすことが多文化主義政策の中心的課題に移りつつある。

多文化主義政策がこのように民族差別の問題に注目を傾けるようになるにつれて、問題は、文化とは離れて様々な意味でのマイノリティの人権問題と密接に関連するようになってきている。エスニシティだけでなく、ジェンダー、性的傾向、犯罪者、貧困者など様々なマイノリティ集団の権利保護へと移る傾向があるのである。こうした目に見えるマイノリティの公的セクターでの代表性を高める政策がとられ、公務員採用などにもそれが適用されるようになってきた。アメリカのアファーマティブ・アクションの政策に類似している。

⁵ 本稿では1カナダドル=80円として換算

さらに、準公的セクターである大学や政府の仕事を請け負う民間企業などでもこうした目に見えるマイノリティを優先的に雇用する傾向が出てきている。

カナダで一般的に受け入れられているマイノリティの定義は以下のようなものであるとされている。

その身体的、および文化的特徴によって、社会の中で他者から区別され、差別的で不平等な扱いを受け、その人々自身が集団的な差別の対象となっていると自らを見なしている集団をマイノリティと定義できるであろう。[Brooks 1998:236]

それでも、文化的特徴をマイノリティのひとつの指標として認めているところに、カナダにおける多文化主義の伝統を認めることが出来るであろう。

1-3 カナダの外交政策の基本

最後に、必ずしも前面に出てくる訳ではないが、国際交流政策の枠組みとなっているカナダの外交政策について、アメリカのそれと比較しながら、ごく簡単に概観しておきたい[Randall 1993:364-377]。

カナダの外交政策は、その価値観や目的という点においてアメリカ合衆国と共通点が多いことをまず認識すべきであろう。すなわち、民主主義制度、政治的多元主義、資本主義と自由企業、人道主義、国際秩序を海外において促進していこうという価値観、目的である。主要な違いは、アメリカが超大国として国際秩序を形成する上ではるかに大きな力を持っている点である。

もうひとつ触れておくべきは、両国とも憲法上では外交に関して非常に一般的な規定しかないという点である。このことは、多くの裁量の余地を実際の政治過程に残している。こうした中で、アメリカ合衆国では次第に大統領に権限が集中する体制が作られていき、例えば憲法上は議会にしか宣戦布告の権限はないにも関わらず、議会の宣戦布告のない戦争が大統領権限によって度々行なわれていることに現れている。これに対して、カナダではこうした外交に関する中央集権体制が作られることはなく、連邦国家として分権的体制が維持されているのである。特にケベック州に見られるように、州政府が独自の移民政策や貿易政策をとるという事例もあり、国際交流と貿易・投資勧誘に限られるとはいえ、外交においても州政府の権限が一定程度まで発現する場合がある。

第一次世界大戦後、アメリカが国際連盟に加わらずに孤立主義をとり、あるいは第二次大戦後も必ずしも国連中心外交路線をとらず独自路線をとる傾向があるのに対して、カナダが国際機関との共同作業に熱心な国際協調路線をとっているのも、中規模国であり自らの力だけで国際秩序を作り出すことが困難だからだとされている。カナダは国際連盟の加盟国であったし、国連の平和維持活動の主要な参加国であり続けてきている。また、アメリカ、イギリスがユネスコを脱退したのに対して、カナダはユネスコの非常に有力なメン

バーである。

しばしば、アメリカが戦争という手段で国際秩序維持を図ろうとするのに対して、カナダは平和維持活動により熱心であると言われ、カナダの方がモラル的にアメリカより優れているという認識をカナダ人は持っている。しかし、イギリス植民地時代のカナダはイギリスに従ってボーア戦争に義勇兵と警官を送り、第一次世界大戦にアメリカより3年も早く参戦するなど、英帝国や英連邦の一部としてはあるが、戦争の歴史がアメリカより少ないとも言えない。つまり、カナダがアメリカよりモラル的に優れているとは言いがたい。

カナダ外交の基本の最も明瞭な表現は、第二次大戦後の1947年に外務次官であったルイ・サンローランによってなされたものであるとされている。すなわち、対外関係が国民的統一を脅かしてはならない、イギリスとフランスの遺産にのっとり政治的自由を促進するものでなければならない、キリスト教文明の諸価値を示すものでなければならない、国際的責任を引き受けなければならない、そしてカナダは国際社会の法による統治を支持しなければならない、という諸原則である。

冷戦下においては、カナダ外交はベトナム戦争批判を行うなど、必ずしも完全なアメリカ追従ではないが、基本的にはアメリカの冷戦外交に従ったと考えられている。NATOの当初からの加盟国であり、朝鮮戦争にも国連軍の一員としてアメリカと共に闘っている。一方で、カナダは国連の平和維持活動に積極的に加わっており、キプロスに始まり、スエズ紛争、フランス領インドシナの脱植民地化のプロセスにも関与している。

1960年代までは、以上のようにほぼアメリカの冷戦政策に従う同盟者であったが、1960年代後半から70年代にかけてピエール・トルドー首相のもとでアメリカ外交から一線を画すカナダ外交が志向されていった。彼の外交路線は、第三の選択外交（third option diplomacy）と言われるが、それは基本的にアメリカの冷戦アジェンダから距離を置こうとする政策であった。アメリカへのカウンター・バランスとして日本とECを置き、ソ連や中国との外交関係を樹立した。同時に、フランス語圏との接触が増やされていった。しかし、1980年代にはいるとアメリカ寄りの保守党ブライアン・マルロニー首相の下で、レーガン政権との蜜月が演出され、1992年には再び保守党政権の下でアメリカの湾岸戦争に軍を派遣するに至っている。

要約すれば、カナダ外交は基本的な価値観や目的においてアメリカと共通点を持っているが、より低レベルの軍事的関与を中心に、国際機関に積極的に関わりながら、単独主義的ではなく国際協調主義を基調としていると言えよう。アメリカと距離を置こうとする傾向もあり、その場合には西欧に近づくことでバランスをとる傾向がある。パワーポリティクスに加わることは少なく、より道義的な外交をとることを誇りとしているとも言えよう。

1-4 カナダの国際交流政策の概観

以下では、現在に直接的に繋がっている1990年代を中心にカナダの国際交流政策を概

説したい⁶。政府レベルの国際交流政策の執行体制が現在の形になったのは、1993年の連邦政府の再編によって、文化政策がカナダ民族遺産省（Department of Canadian Heritage）の管轄になり、外交政策が外務省と通産省が合併した外務・国際貿易省（Department of Foreign Affairs and International Trade: DFAIT）の管轄になった時からである。外務・国際貿易省がもちろん外交を中心的に担うが、ある程度まではカナダ民族遺産省も国際関係に責任を持つ体制である。既に述べたように、外交分野でも州政府が一定の活動を担っており、外国に州政府事務所を持って独自の観光振興、国際交流事業を実施している場合もある。

1-4-1 国際交流政策の変遷

1969年から1975年の期間がカナダの対外文化関係の発展において、画期的な時期であった。1967年のモントリオール万国博覧会を契機に、カナダは国家として成熟し国際的に正式の文化関係の樹立を求めたという理解もある。1970年にはパリにカナダ文化センターが作られ、同様のセンターがロンドンとブリュッセルにも数年後に作られた。この時期は、いわゆる第三の選択外交の時期であり、アメリカ一辺倒から欧州へとカナダ外交の針が振れた時期である。この時期に、対外文化関係でも欧州との公式の文化関係が築かれていった。1975年にドイツとの間で文化協定が締結され、またソ連と中国との間にも国際交流プログラムが実施された。

二国間の文化協定は外務・国際貿易省（当時は別名）の国際文化関係プログラム（International Cultural Relations Program）を通じて、1970年代以降様々な国と結ばれている。アジア諸国の中では日本（1976年）と中国（1987年）との間で結ばれており、映像協定はシンガポール（1998年）とフィリピン（1998年）の間で締結されている。最も活発な二国間協定に基づく国際交流活動はフランス、日本、メキシコの3国との間のものである。（英米との特別の関係については後述。）フランスはカナダのフランス系住民、メキシコはNAFTA等の北アメリカ協定の影響であることを考えると、日本との国際交流が盛んであることは、日本との経済関係への期待とアジア太平洋の枠組みでのアジア側のパートナーが日本であるという関係に基づくものであると言えよう。また、日本側が国際交流基金などを通じて積極的に資金を出して、カナダ側と協力している面も大いにある。

カナダ対外文化政策のひとつの特徴であるカナダ文化製品の海外市場振興は、主として外務・国際貿易省の責任の下に行われてきている。カナダ文化の海外振興は、伝統的に外務省（Department of External Affairs、今日のDFAIT）の責任であったが、1990年代の初め頃に、外務・国際貿易省において政治経済に比べて文化の重要性が下がってきており、そのために他の省庁を作るか、あるいは独立機関を作って対外文化政策を強化しようとい

⁶ この部分は、元カナダ芸術カウンシル総裁のJoyce Zemansの未発表のドラフトに依っている。このドラフトは国際交流基金地域政策課の要請によって書かれたものである。Joyce Zemans, "The Cultural Agenda and Foreign Policy in Canada," (draft) submitted to Japan Foundation for future publication.

う話もあった。こうした対外文化政策重視の動向を受けて、1994年のジョン・サウル(John Ralston Saul)は政策文書「文化と外交政策」(Culture and Foreign Policy)の中で、文化はカナダ外交の第3の柱であるべきであると主張し、文化芸術産業の振興を外交政策の中に積極的に取り込むことを提唱した。サウルは文化産業振興という伝統的なカナダの対外文化政策だけでなく、文化外交(cultural diplomacy)においては、アイディアの交流というカナダでしばしば無視されがちな国際交流のより本質的な部分もまた重要であると強調したのである。このサウルの議論を受けて、1994年11月に外交政策を評価する上下両院の特別合同委員会報告「カナダの外交政策：未来に向けての原則と優先政策」(*Canada's Foreign Policy: Principles and Priorities for the Future*)は、文化をカナダ外交の優先項目とした。

こうして、カナダ政府は外交政策文書である「世界の中のカナダ」(Canada in the World)の中でカナダの文化と価値の海外への投影をカナダ外交政策の第3の柱としたのであるが、実際にはそのための予算措置がとられるどころか、国際交流予算は1990年代を通じて削減され、外交の第3の柱としての国際交流政策が財政的優先を受けることはなかったのである。

1-4-2 国際交流の幾つかの側面

カナダの国際交流政策におけるひとつの次元は、英連邦の一員としての活動である。カナダ芸術カウンシル、国立映画製作庁、博物館などの主要な文化機関はイギリスをモデルとして作られている。また、文化分野での英連邦機関との歴史的なつながりは維持されている。例えば、カナダの作家は英連邦文学賞を競うし、カナダ芸術カウンシル総裁は英連邦芸術長官協会のメンバーとなる。また、カナダにおけるブリティッシュ・カウンシル、また英国におけるカナダ・ハウスが英国とカナダの緊密な関係を象徴する文化機関として重きをなしている。

カナダの国際交流におけるもうひとつの重要な次元は、アメリカ合衆国との特殊な関係である。既に述べたように、マッセイ報告書以来、カナダの文化政策はアメリカの大衆文化のカナダにおける圧倒的なシェアを最大の問題として組み立てられてきた。しかし、特に北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA)締結以降、カナダの文化、芸術の国際的な流れは北アメリカ地域にかなり強く縛られるようになり、芸術家の公演ツアーなどもメキシコからカナダまでの南北の移動がほとんどであり、アジアや欧州に向かう東西方向の移動は制約が多い状況になっている。カナダの芸術家や文化産業にとっても、最大の市場であるアメリカが輸出、公演の行き先となっているのである。

多文化主義政策の国際交流への反映として、顕著な例は、カナダ芸術カウンシルと外務・国際貿易省の先住民族文化の優先政策と、カナダ民族遺産省が進めている国際文化政策ネットワーク(International Network on Cultural Policy: INCP)を通じての文化的多様性保護に関する同盟作りの動きである。カナダ芸術カウンシルは、ワールド・ミュージック

や先住民族芸術 (First Nation arts) の分野の芸術家へのトラベル・グラントなどの特別のプログラムを持っている。外務・国際貿易省は特に多文化主義のプログラムを持っている訳ではないが、個々の交流プログラムにおいて、「先住民カナダ人と若者に特別の考慮を与える」としている。INCP は、1998 年から始まった国際的な動きであるが、その中でカナダ民族遺産省とカナダ民族遺産大臣は非常に中心的な役割を果たしている。INCP については、後にカナダ民族遺産省の活動を述べる際にやや詳しく触れるが、基本的な考え方は生物多様性のアナロジーで、国際社会における文化的多様性を維持するために、より小さく弱い文化の存在と活動を維持していこうという趣旨であり、ユネスコと連携をとりながらカナダ政府が中心的に活動している。

日本を含むアジア太平洋地域との関係で興味深い政策は 1989 年から 5 年間の計画でカナダ政府が実施した Pacific 2000 のプログラムである。このプログラムのねらいは、カナダ人にアジア太平洋地域に関する知識を与え、それによってアジアとの交流の文化的、言語的、経済的、政治的障害を取り除くことであった。このプログラムのコアはカナダ国内のアジア研究の振興である。1989 年のブリティッシュ・コロンビア工科大学の調査では、カナダの中等・高等教育におけるアジア諸言語教育の状況、およびその教師の質が調べられ、1991 年に報告書が出版された。調査によると日本語が最も多く教えられており、次に広東語、北京語、韓国語、対語、インドネシア語、タガログ語、ヒンディ語であった。1986 年から 91 年の 5 年間で最も伸びの大きいのは日本語と北京語であった。しかし、1999 年にカナダアジア太平洋基金 (Asia Pacific Foundation) が行った同様の調査 (“Asian crisis in our schools”) では、カナダにおけるアジア諸言語教育は相変わらず高いレベルにあるが、1990 年代における教育予算全般の削減の影響を受けて、言語以外のアジア関係のコースは中止されたり、あるいは地球教育というような枠組みに吸収されたり、あるいは歴史や地理に附属するようになっている傾向が見られる。幾つかの地域では、地元の移民コミュニティの寄付によってコースが維持されている状況も見られる。このようにアジア太平洋の地域を意識した国際交流政策は当初の勢いを失っているように見える。

カナダの国際学术交流については、外務・国際貿易省の国際教育学術部がカナダの教育機関の海外振興を行っており、またカナダ留学やフェローシップの情報提供を行っている。外務・国際貿易省の役割は、基本的には広報宣伝活動であり、カナダで学ぶ学生や研究者の数を増やすことが目的である。同部は同時に青年交流も実施しているが、これも基本的には情報提供、宣伝活動が中心であり、交流事業そのものに財政支出をすることは例外を除けばほとんど行われていない。海外におけるカナダ研究の振興についても同様の事がいえる。カナダ研究振興については、カナダ研究協会 (Canada Studies Association) に外務・国際貿易省が委託している状況であるが、ここでも同様にカナダ研究に対してカナダ政府の助成金が出ることは、日本などと比べると非常に少ない。カナダの国際交流政策全般に言えることであるが、アイデアや情報の提供は積極的に行うが、財政支出が行われることは限定的であるという印象が強い。外務・国際貿易省でインタビューした青年交流

の担当者も最大の問題は予算不足であると述べていた。

1-5 カナダの国際交流政策の今後の見通しとそのインプリケーション

カナダの対外文化政策が世界的に見ても興味深いのは、ある意味で今日のグローバル化がもたらす様々な問題を先取りして経験し、それへの対抗策としての対外文化政策を作り上げてきた点にあると言えよう。グローバル化の問題は基本的にはアメリカを中心とする単一マーケットへの統合、グローバル文化の普及などによって、市場競争に耐えられず、構造調整の名の下に被害を被る弱者が政治的異議申し立てを行うという点にあると言えよう。アメリカへの政治的、経済的、かつ文化的な過度の依存はまさに 20 世紀のカナダの経験そのものであり、グローバル化現象を他地域に先駆けて経験してきたと言えよう。と同時に、カナダは政治、社会、文化的にアメリカと共通した部分も多く、アメリカと対立することなくこうした問題に対処してきた。

また、21 世紀最大の問題のひとつである移民問題に対しても、それほど酷い民族間対立を引き起こさずに、広大な土地に分散した人口という民族間対立が起きにくい地理的条件があったにせよ、多文化主義の枠組みで異なる文化集団の共生を達成してきたとも言えよう。

アメリカと価値観と目的を共通にした外交政策を持ちながら、イギリスを中心に欧州諸国との特別な関係を梃子に対米関係を相対化し、また国際機関との協調路線をとりながら、国際社会に名誉ある地位を築いているとも言えよう。オタワ・プロセスに見られるように、NGO という新しい国際社会のアクターと先んじて協力し、大国が身動きのとれない対人地雷問題の解決に大きな一歩を促したことなどはカナダ外交の先見性を示しているとも言えよう。このように、経済規模や軍事力などのカナダの少ない外交資源から見れば、カナダ外交は多くの得点を稼いでいるという外務・国際貿易省の自己評価は理由の無いうぬぼれとは言えないであろう。

カナダ国際交流政策の 2 つの特徴は本稿の最初で述べたように、自国の文化産業振興と国際社会における多文化主義の振興である。この 2 つの政策はカナダの地理的、歴史的条件によって形成されてきたものであり、特に巨大な隣国アメリカの影響力への対抗の意味が強い。その意味では、カナダの対外文化政策は自国の国民的統合を守るという安全保障政策の一環なのである。したがって、この 2 つの政策が急激に変化することは考えにくい。むしろ、グローバル化の進展によって、巨大なアメリカのエンターテイメント産業の被害を受ける国が一層増え、しかもその被害の程度が一層酷くなる可能性が高いと考えられることから、このカナダの 2 つの対外文化政策の柱はむしろ他の諸国によっても採用される可能性さえあると言えよう。また、カナダ政府は自国の外交政策を追求する際に、国際機関や多国間枠組みを利用することが伝統的に多く、この 2 つの政策においても他国との連携を計るのではないかと思われる。事実、文化的多様性世界同盟のような多国間枠組みを

ユネスコも巻き込んで進めており、またこの枠組みも使って、WTO における文化産業保護の例外規定作りにむけて西欧諸国などを巻き込んで、文化産業を貿易自由化の例外とは認めないアメリカとの交渉に望んでいる。さらに付言すれば、国際文化政策ネットワーク会議にはアメリカのロックフェラー財団も助成をしている。すなわち、カナダの論理は元来アメリカの論理と共通点が多いだけに、アメリカと対立せずに自然にアメリカ内部に協力者を求めながら進めていける可能性を持っていると思われるのである。

もちろん、日本とカナダでは様々な点で大きな違いがあり、カナダの国際交流政策が日本にも適用可能であるとは言えない。積極的に軍事力も使って国際秩序維持に貢献してきたカナダと、憲法上軍事力の行使が平和維持活動であっても一定の制約がある日本では大きな違いがある。また、経済力の違いも大きいし、例えば文化産業にしても、日本は日本語という障壁によってアメリカ文化ビジネスからは自然に守られているし、またゲーム産業やアニメーションなど日本の文化産業はむしろ民間中心に国際的にみても活発で、しかも文化侵略される側ではなく、むしろ文化侵略する側である。

しかしながら、グローバル化の進行、IT 革命により一層加速化するコミュニケーション革命、グローバル・リンガフランカとしての英語の普及など、日本においても将来カナダのような守りの対外文化政策の必要性がまったく生じないとも言えない。また、守りの対外文化政策が多国間で進められていった場合、カナダ外交の巧みさを考えると国際社会で大きな動きとならないとも限らない。こうした動きに日本はどのように対処すべきなのかなど、カナダの対外文化政策は日本にとっても他人事ではなく継続して注目に値する重要な動きであると言えよう。

2 政府部門

カナダ政府の国際交流プログラムは、主として、外務・国際貿易省、カナダ民族遺産省、カナダ芸術カウンシルの3つの政府機関によって実施されている⁷。以下に、まずそれぞれの役割、特徴を概観しておきたい。その後、政府部門である外務・国際貿易省の事業とカナダ民族遺産省の事業をやや詳しく述べたい。カナダ芸術カウンシルは、次項「国際交流機関」で取り上げる。

外務・国際貿易省：同省は、カナダの芸術家の海外派遣、学術・教育交流、青年交流の3つの分野での助成（2000年度の実績は、総額2500万カナダドル：約20億円）と、情報提供などの事業を行っている。同省が中心となるカナダの国際交流プログラムは、カナダの国益が前面にでており、一方向だけに助成するのが特徴であり、相互主義によって相手国側がもうひとつの方向に資金を出す場合に限り、双方向の交流事業になっている。

カナダ民族遺産省：同省は、カナダの文化省に相当し、多文化主義を国是とする国内の文化政策を担当しているが、近年は、カナダの価値観を世界に広めるという外交政策に則って、多文化主義を世界に広める活動を中心的に担っている。いわゆる国際交流のプログラムはごく少ない。

カナダ芸術カウンシル：カウンシルは、政府予算を使うものの、芸術家によって運営される独立組織（arm's length institution）。カナダ人の芸術活動への助成が主要な活動。カナダの芸術家やグループが海外公演などを行うのも助成の対象となっており（travel grant等）、実質的に外務・国際貿易省の海外派遣プログラムと同様、芸術交流の一翼を担っている。

2-1 外務・国際貿易省(DFAIT)の国際交流プログラム

2-1-1 実施体制

外務・国際貿易省は外交省と貿易省が合併して出来たものであり、国際交流を担当する国際文化関係局は、外交省側のコミュニケーション・文化・政策策定担当副大臣補の下にある。国際文化関係局は、芸術・文化産業振興部、国際文化政策調整官、国際学術関係部の3部構成で、国際学術関係部は青年人物交流課と教育マーケティング・ユニットから成っている。（以下の機構図を参照、国際文化関係局は下線）。

⁷ 外務・国際貿易省のプログラムの説明は主として、同省のホームページから。また、対外文化政策全般については、Zemans, Joyce, "The Cultural Agenda and Foreign Policy in Canada," (unpublished manuscript), Higham, Robin, "An Open Letter," (unpublished manuscript)参照。（両方とも、国際交流基金地域政策課）

外務・国際貿易省機構図（国際交流担当部局を中心に）

Deputy Minister for International Trade

Deputy Minister for Foreign Affairs

Assistant Deputy Ministers

- ・ Communications, Culture and Policy Planning
- ・ Trade, Economic and Environmental Policy
- ・ International Business and Chief Trade Commissioner
- ・ Corporate Services, Passport, and Consular Affairs
- ・ Global and Security Policy
- ・ Asia Pacific and Africa ・ Americas ・ Europe, Middle East and North Africa
- ・ Human Resources

Assistant Deputy Minister for Communications, Culture and Policy Planning

- ・ International Cultural Relations Bureau
 - ・ Arts and Cultural Industries Promotion Division
 - ・ Coordinator for International Cultural Policy
 - ・ International Academic Relations Division (Director)

Youth and Personalities Exchange (Head)

Education Marketing Unit

- ・ Communications Bureau
- ・ Area Management Office- Communications, Culture and Policy Planning
- ・ Senior Coordinator for Federal-Provincial Relations
- ・ Policy Planning Secretariat
- ・ Executive Service Bureau

2-1-2 国際交流事業の内容

外務・国際貿易省の国際交流事業は、カナダ外交の第3の柱である「カナダの価値と文化の（国際社会への）投影」（projection of Canadian values and culture）政策の一環として、国際文化関係プログラム（International Cultural Relations Program）という名称で実施されている。同プログラムは、大きく3つに分けられる。A. 芸術・文化（Arts and Culture）、B. 国際教育・学術交流（International Education and Academic Relations）、C. 青年交流（Youth Exchange）である。以下に、それぞれについて概要を示す。

A. 芸術・文化プログラム

芸術・文化プログラムには、「文化プログラム」「カナダ・メキシコ創作芸術家プログラム」「海外芸術家招聘プログラム」の3つのプログラムがある。

A-1 文化プログラム

プログラムの目的

外務・国際貿易省の対外文化政策の特徴は、自国の文化産業の振興、文化産品（例えば、音楽、舞台芸術、出版物）の輸出振興という、経済政策としての位置付けが極めて明快であることである。カナダ文化産品の輸出振興のために、様々なサービスを外務・国際貿易省として文化産業に提供しているが、同時に自国の芸術家、芸術グループ、文化人の海外公演、イベント参加などに助成している。前者は貿易省的活動、後者は外交省的活動である。後者は国際交流事業に相当するが、2つの目的があると思われる。すなわち、カナダ文化産品の輸出振興の一手段という経済的目的と、カナダの文化を国際社会に対して表現し、国際社会にカナダの価値観や文化を理解させ、カナダイメージの向上を図ることと、カナダ文化アイデンティティの強化という政治的目的である。

プログラムの内容

カナダの芸術家、芸術グループによる海外でのカナダ文化の振興に助成を行う。カナダ市民、あるいはカナダ住民の職業芸術家、文化分野の専門家、およびカナダに法人登録されている非営利の芸術・文化組織が助成の対象で、以下の4つの領域での活動を海外で行う際に助成金が提供される。

- ・ 舞台芸術（舞踊、パフォーマンス、音楽、演劇、カナダのフェスティバルと会議）
- ・ 美術とメディア芸術
- ・ 文学と出版
- ・ 映画、ビデオ、テレビ

選考は、カナダ外交の3本柱（「繁栄と雇用の促進」「安定したグローバルな枠組みの中でのカナダの安全保障の保護」「カナダの価値観と文化の投影」）とくに、第3の柱との関連性により判断される。選考基準は、芸術的質、会計責任能力、コスト効果判断、内容のカナダ性、申請プロジェクトの規模と種類、カナダの外交政策からみた実施地の適切性、申請者の実施能力。

助成は、一般的に国際輸送・移動費の全てまたは一部で、全費用の30%まで。

<舞台芸術>

- ・ 国際ツアー・プロジェクト

カナダの芸術家、グループの国際ツアーの支援。国際輸送・移動費の助成で、全費用の30%、最大250,000カナダドルまで。助成プログラムの運営は、外務・国際貿易省芸術文化産業振興局（Arts and Cultural Industries Promotion Division : ACA）による直営。（以下のプログラムは全て同じ）

- ・ 国際キャリア・ディヴェロップメント・プロジェクト

若く、無名の芸術家が国際的にキャリアを積むための助成。国際輸送・移動費の助成で、全費用の30%、最大5,000カナダドルまで。

- ・ カナダのフェスティバルと会議

カナダのフェスティバルや国際会議に外国人のバイヤー、あるいは発表者を招く際に、その航空運賃を助成する。招聘者の選定にあたっては、外務・国際貿易省、およびカナダ大使館に事前に相談。ACAによる直営。

<美術とメディア芸術>

- ・ 現代カナダ美術展の国際ツアー

カナダの美術館、芸術センターなどを対象に、カナダ現代美術の外国展覧会の実施に対して、国際輸送費、保険料、仲介手数料、カナダ人学芸員 1 名と芸術家 1 名のオープニング参加のための航空運賃、滞在費を、全費用の 30%を上限に助成。

- ・ 準備ツアー

カナダ現代美術の海外展示の最終調整のために、カナダの非営利芸術機関の代表が準備ツアーを行うことへの助成。最大、3,500 カナダドルまで。

- ・ カナダ美術紹介ツアー

カナダ美術・メディアアーツの海外における関心を高める目的で、外国の芸術専門家、学芸員、美術館館長のカナダ美術紹介のツアーへの助成。最大、3,500 カナダドルまで。

- ・ 国際キャリア・ディヴェロップメント・プロジェクト

若く、無名の芸術家が国際的にキャリアを積むために、未知の外国で展覧会開催の助成。国際輸送・移動費、保険料、仲介手数料、カナダ人芸術家 1 名の航空運賃、滞在費の助成で、最大 3,500 カナダドルまで。

- ・ 国際美術展

カナダの芸術家が、国際展などのイベントに参加する費用の助成。国際輸送・移動費、保険料、仲介手数料、カナダ人芸術家 1 名のオープニング参加航空運賃、滞在費の助成。

<文学と出版>

カナダ人による文学作品の海外市場開拓のために、著者によるプロモーション・プロジェクト（朗読ツアー、メディア・イベント）および、国際ブックフェアへの著者または代理人の参加を助成する。国際航空運賃の助成。

<映画、ビデオ、テレビ>

- ・ 国際マーケット開発プロジェクト

カナダの映画、ビデオ、テレビ産業の専門家が、作品の海外配給のために国際イベントに参加するための助成。特に、専門家が国際的なキャリアを開始し、潜在的国際市場を開発することを優先。国際航空運賃の助成。

- ・ カナダのフェスティバルへの国際マーケティング援助

カナダの国際映画フェスティバルに外国人バイヤーを招待するための助成。カナダの作品を国際的に配給できるような会社の人間を優先的に助成。国際航空運賃の助

成。

A-2 カナダ・メキシコ創作芸術家プログラム

本プログラムは、メキシコとの二国間協定に基づくもので、カナダ人の芸術家がメキシコ人の芸術家との共同作業のために、メキシコに6～8週間滞在するのを助成する。

外務・国際貿易省が、2,000カナダドルまで航空運賃を助成し、メキシコ国家文化芸術基金が、カナダ人芸術家のホストとなって、45,000ペソを滞在費、資料費、交通費として助成する。

A-3 海外芸術家招聘プログラム

本プログラムは、カナダの機関が、カナダの職業芸術家や大学院レベルの芸術学生を対象にワークショップや講義をおこなうために、外国の優れた芸術家や文化人を招聘するのを助成する。外務・国際貿易省は受け入れ機関に対して、最長4週間まで、週当たり375カナダドルの給料を支払い、また招聘者の航空運賃を支払う。助成金は最大で、3,000カナダドル。

B. 国際教育・学術交流

国際教育・学術交流には、「カナダ政府助成」、「英連邦スカラーシップ／フェローシップ・プラン」、「カナダ中国学者交流プログラム」、「カナダ米国教育交流財団フルブライト・プログラム」、「米州機構フェローシップ・プログラム」、「文化人交流」、およびカナダ研究プログラムがある。カナダ政府の教育学術交流プログラムの特徴は、予算不足を補うため、相手国、研究分野、助成費目などを限定していること、相互主義を基本とし、同様のサービスを相手国が提供することを前提としていることである。

B-1 カナダ政府助成(The Government of Canada Awards)

本助成プログラムは、カナダの研究機関で修士・博士論文のための研究、もしくはポスト・ドクトラルの研究を行おうとする外国人学生、研究者に対して、カナダ政府が助成を行うもの。研究分野は、芸術、社会・人文科学、自然科学、工学の全ての分野。研究テーマはカナダに関するものか、あるいはカナダが国際的に優れていると認知されている分野に限定。通常、1年間のフェローシップ。

対象となるのは、特定の国の国民のみ。(フランス、ドイツ、イタリア、日本、メキシコ：毎年変更の可能性あり)。これらの国は、カナダと相互主義に基づいて、カナダ人学者の同様の研究に助成を行う。

プログラムの運営は、カナダ研究国際評議会(International Council for Canadian Studies: ICCS)が行うが、カナダの在外公館も窓口業務を行う。

助成対象項目は、航空運賃、学費、生活費、引越し費。

(1) 英連邦スカラーシップ／フェローシップ・プラン

英連邦の諸国に留学して、自国の発展に貢献すると同時に、英連邦内の相互理解の増進に貢献するためのスカラーシップ、フェローシップ。留学先は、オーストラリア、ブルネイ、インド、ニュージーランド、スリランカ、英国。
助成対象項目は、航空運賃、生活費、学費。

(2) カナダ中国学者交流プログラム

カナダと中国の学者の相互理解を促進するためのプログラム。両国政府が、相手国の学者に自国で研究を行うための助成を行う。最短 4 ヶ月、最長 12 ヶ月のフェローシップ。

カナダ側のフェローは、学部教官もしくは学生。カナダ政府が助成する中国側のフェローは、学術関係者ではなく上級ポストの専門家（判事、ブロードキャスター、経済学者）。

航空運賃と生活費の助成。

(3) カナダ米国教育交流財団フルブライト・プログラム

2つの分野での教育交流プログラム。①アメリカの大学でのカナダ研究、およびカナダの大学でのアメリカ研究の促進、②広範なテーマでのカナダ・アメリカ関係に関する研究。

学部教官は、月額 2,700 カナダドル、年間 25,000 カナダドルの助成。3～9 ヶ月分。航空運賃助成はなし。大学院生には、9 ヶ月トータルで 15,000 カナダドル。

(4) 米州機構（Organization of American States）フェローシップ・プログラム

米州機構加盟国で、大学院研究もしくは一般研究を行うカナダ人へのフェローシップ。医学、語学は除かれる。生活費、学費、医療保険料、研究資料費、航空運賃の助成。

(5) 文化人交流

カナダ政府、およびカナダ芸術カウンシルなどの他の公的機関のプログラムに該当せず、かつカナダの優れた芸術・学術の海外での発表・普及に貢献すると思われる文化、社会、学術界のカナダ人の海外派遣プログラム。

本プログラムの中では、ミッション・バンク（Bank of Missions）の制度が適用される。これは、カナダと相互主義に基づく二国間協定を締結している国（現時点では、フランスとメキシコ）との間で、ホスト国側が 1 日当り 100 カナダドル相当の日当を支給し、派遣国側が航空運賃を支給するというもの。

(6) カナダ研究プログラム

カナダ研究プログラムは、一部政府の委託を受けて、国際カナダ研究評議会が運営している。同評議会のプログラムは以下の通り。

国際カナダ研究賞の褒章

1995年から毎年1名づつ、カナダ研究において優れた業績をあげた人物を褒章。

国際カナダ研究評議会認定

1988年から、同評議会が優れたカナダ研究をした個人を認定する (Certificates of Merit)

国際カナダ研究評議会博士論文スカラシップ

若いカナダ研究者に4-6週間のカナダの大学での研究スカラシップを提供

国家首都研究スカラシップ

国家首都委員会の寄付により、首都研究、とくにオタワを中心として行うものへのスカラシップ

カナダ研究学術インターンシップ・プログラム

若手研究者にカナダ研究を持つ大学でのインターンシップを提供

国際研究リネージュプログラム

国際セミナー等の開催

カナダ研究資料共有プログラム

カナダ研究の学会等への資金助成

国際カナダ研究評議会研究普及プログラム

外国人カナダ研究者の業績普及のために出版助成を提供

国際カナダ研究シリーズ

優れたカナダ研究の業績をオタワ大学出版会からシリーズで出版

カナダ研究国際サマー・セミナー

毎年、学者や実務家を招いてセミナーを開催

C. 青年交流

青年交流事業には、「ワーキングホリデー」「青年労働者交流」がある。また、外務・国際貿易省が直接運営していないが、情報提供を行っているプログラムにはカナダ学生連盟のワーキングホリデー・プログラムである「学生海外労働プログラム」(Student Work Abroad Program)、およびカナダの大学が大学間協定で運営している「産学連携教育プログラム」(Co-operative Education Programs Work/Study Abroad)」がある。

C-1 ワーキングホリデー (Working Holiday Programs)

カナダ政府は、11カ国と相互主義二国間協定を結んで、青年のワーキングホリデー・プログラムを実施している。対象国は、オーストラリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、オランダ、ニュージーランド、韓国、スウェーデン、英国。外務・国

際貿易省は、カナダ人の参加者を増やすために国内での広報活動、情報提供を行っている⁸。

C-2 青年労働者交流 (Young Workers' Exchange Programs)

このプログラムは、相互主義二国間協定によって、未婚の若い労働者（大卒程度）がキャリア開発の一環として、海外でのキャリア訓練に参加するもの。対象国は、オーストラリア、フィンランド、フランス、ドイツ、日本（日本の場合はJETプログラムが対応）、オランダ、スイス。国によって対象となる活動分野、諸条件が異なる。

2-1-3 国際交流予算の推移

国際交流予算は、外務・国際貿易省のビジネス・ライン上は public diplomacy の中に含まれており、国内広報、海外広報等と一緒にカテゴリーである。Public diplomacy 予算の過去3年間の実績は以下の通り。

外務・国際貿易省 Public Diplomacy 予算の推移 1997-98年度～1999-00年度

(単位百万カナダドル)

	1997-98	1998-99	1999-00
当初予算	84.2 (約67億3600万円)	84.8 (約67億8400万円)	86.5 (約69億2000万円)
決定分	96.0 (約76億8000万円)	88.9 (約71億1200万円)	95.1 (約76億800万円)
既支出	95.5 (約76億4000万円)	85.1 (約68億800万円)	90.1 (約72億800万円)

2-1-4 今後の展望

既に述べたように、1990年代半ばに国際交流は公式に「(国際社会への)カナダの価値と文化の投影」というカナダ外交の第3の柱と位置づけられており、レトリックの上では高いプライオリティが置かれている。現在もその点には変更はない。しかし、実際の財政措置的としては予算が削減されているのが実情であり、この間の政府全般の予算削減という事情があるにしろ、実体的に国際交流に高い政策プライオリティが置かれているとは言

⁸ ミッシェル・ジゴー青少年・学者交流課長：カナダ政府の青年交流事業の問題は、予算不足のため、日本などと異なって政府が費用を負担するのではなく、費用は参加者が負担し、政府はファシリテーターの役割しか果たせないこと。広報活動費などが出せないで、更に参加者からプログラム参加費を徴収することを、現在検討中。オーストラリア、ニュージーランドなどは既に150カナダドル程度の参加費を徴収している。また、参加者費用負担のため、政府が派遣したい国に派遣できない。カナダの青年は、オーストラリア、ニュージーランドのような英語圏で、職の得やすい国にいつてしまう。日本との間では、言語の問題と職の問題で、派遣受入数にギャップがあるが（カナダ人が日本に行きたがらない）。カナダ政府としてこれを変えることは困難である。

えないと思われる。

いわば予算のない中で、政策追求を求められているのが実情であると言える。カナダの国際交流は、金を出さずに知恵を出すと自嘲気味に語られるゆえんである。こうした傾向が、今後すぐに大きく変わるとは考えにくい。その意味もあって、カナダの国際交流政策はある意味で受け身である。二国間交流事業の場合、相手国がそれなりの財政負担を引き受ける時に限って、カナダ側も対応するという原則であり、カナダの側から積極的に仕掛けることはあまりないし、またそのための財政的裏付けも乏しい。

第2に、国際交流事業が外務・国際貿易省直轄事業である点を指摘しなければならない。後に見るカナダ芸術カウンシルのように、国際交流事業を政治の介入を受けない独自の公的領域と考える場合には、カナダの伝統では独立機関を作るのが通例である。事実、国際交流の意義が高く評価され始めた1990年代初めには、国際交流基金やブリティッシュ・カウンシルのような独立機関を作ろうという構想もあった。しかし、実際はこうした構想は実現せず、外務・国際貿易省の直轄事業で行われているという事実は、カナダの国際交流事業は外交政策の一部として考えられているという現実を示していると言わざるをえないであろう。実際、カナダ芸術カウンシルの関係者からは、外務・国際貿易省の国際交流事業は外交的配慮がまず第一に来ており、その内容は二の次であるという話しを何度も聞いた。具体的には、APECなどの外交的イベントに合わせて芸術グループを送る、あるいは首相や外相などの外遊に合わせて芸術祭を行うなどの外交行事優先の傾向が強いとのことである。

第3に、国際交流事業への状況が逆境であればあるほど、外務・国際貿易省の国際交流事業における自国文化産業育成のための交流事業は、それが産業政策とも結びついており、またアメリカ大衆文化への対抗策という1950年代から続いている長い歴史的な政策であるという意味においても、より強い政策動機を持っており、カナダの国際交流事業全体に亘ってこの考え方の要素が強くなるのではないかと予想される。

第4に、日本に直接関係してくるカナダのアジア太平洋地域への関与の今後の見通しであるが、少なくとも現状は小休止と見るべきであろう。ただし、カナダ移民におけるアジア移民の数がその出生率の高さなどから増え続けており、また中国の経済発展にともないアジア全体との経済関係も深まることが予想されることから、長期的にはカナダがアジア太平洋地域とつながりを深めていくことは十分に考えられることである。また、少なくとも現状においては、アメリカのように中国市場を求めて中国との関係が深まるというような状況変化はカナダに関して言えばそれほど強くはない。まだ、カナダの場合、アジア太平洋地域のアジア側のパートナーは日本であり、またオーストラリア・ニュージーランドであると言えよう。しかしこのことは、カナダの国際交流政策が全体的に受け身であることから日本側の政策動向にも大いに依存していると言えよう。

2-2 カナダ民族遺産省(Canadian Heritage)の国際活動

カナダ民族遺産省がカナダの国際交流に関わってくるのは、カナダの多文化主義を国際社会に広げていこうとする政策をカナダ民族遺産省が担っているからである。また、カナダ民族遺産省は映画の共同製作、博物館学、マルチメディアなどで文化協定の主務官庁であるが、国際交流のための予算はない。したがって、ここでは多文化主義を国際社会に広げていこうというカナダ民族遺産省の活動に限って報告したい。まず、初めにカナダ民族遺産省の機構と優先政策の一般的情報を参考的にごく簡単に述べたい。

2-2-1 カナダ民族遺産省の機構

カナダ民族遺産省大臣はシェイラ・コップス (Sheila Copps) で副首相も兼任している。カナダ民族遺産大臣が重要なのは、国際文化政策ネットワークなどのカナダ民族遺産省の国際的活動はこのコップス大臣の個人的リーダーシップによるところが大きいからである。現在、具体的な事業が行われている訳ではなく、また予算があるわけでもない。多文化主義原則を国際規範に高めるための国際的なアドボカシー活動、あるいは理念的枠組み作りをカナダ民族遺産大臣が中心となって進めているという状況である。

参考までに、カナダ民族遺産省の機構とカナダ民族遺産省が一応所管する独立機関を以下に記す。

The Minister of Canadian Heritage

The Secretary of State (Multiculturalism, Status of Women)

The Secretary of State (Amateur Sports)

Arts and Heritage

Canadian Identity

Cultural Development

Portfolio and Corporate Affairs

Strategic Policy

所管の独立機関は、省の外局 (departmental agencies) と王立機関 (crown corporations) に分けられている。

< 7 の外局 >

The Canadian Radio-television and Telecommunications Commission (CRTC) (an independent regulatory agency) / The National Archives of Canada/ The National Battlefields Commission/ The National Film Board of Canada/ The National Library of Canada, Status of Women Canada/ The Parks Canada Agency

< 10 の王立機関 >

The Canada Council for the Arts, the Canadian Broadcasting Corporation/ The

Canadian Film Development Corporation (Telefilm Canada) / The Canadian Museum of Civilization/ The Canadian Museum of Nature/ The Canadian Race Relations Foundation/ The National Arts Centre/ The National Capital Commission/ The National Gallery of Canada/ The Canada Science and Technology Museum Corporation

国際多文化主義政策を担っているのは、同省の国際協力局で、カナダ民族遺産大臣のスタッフ機能であり、事業のラインに組み込まれた組織ではない。

2-2-2 カナダ民族遺産省の優先政策

優先政策は以下の5項目にまとめられているが、国際活動は第5項目として掲げられている。

- (1) カナダ人の選択肢をより多様にかつアクセス可能にする

全ての創作表現や物語にカナダやカナダの経験の広がりを反映させ、かつ全てのカナダ人にアクセス可能にする。
- (2) 優れた活動を促進する

創造性、パフォーマンス、そしてコミュニティ指導力における優れた活動を促進する。
- (3) 能力作り（キャパシティ・ビルディング）

必要なコミュニティ、制度、および産業の能力を確保することにより、カナダの文化的多様性とカナダ人のアイデンティティを維持することを促進、支援する。
- (4) カナダ人同士を結ぶ

カナダ人がその違いや距離を超えて相互に理解し、カナダ人として共有する価値観を尊重するよう援助する。
- (5) カナダ人と世界を結ぶ

カナダ人の世界への関心や価値観を促進し、カナダが世界の多様な分野や遺産に対して開かれているよう促進する。

2-2-3 国際多文化主義政策の背景：自由貿易原則とカナダ文化政策の矛盾

カナダ民族遺産省の国際活動は、国内の多文化主義の原則を国際規範にまで高めることが目的である。ここでは、これを国際多文化主義政策と仮に呼びたい。国際多文化主義政策は、1990年代のアメリカとの自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）交渉、北米自由貿易協定（NAFTA）、さらにはGATT/WTOにおける自由貿易協議において、サービス、投資、知的所有権に関する一般協定の交渉が続くなかで出てきた新しい政策である。つまり、カナダの国内文化政策への脅威として現れてきた国際圧力への対抗策である[Canadian Conference of the Arts 1998:19-23]。

カナダ芸術会議は、1998年の報告書“Preliminary Findings of the Working Group on

Cultural Policy for the 21st Century”の中で、一連の貿易自由化交渉の中で全てが商品、サービス、投資に分類され、それによって世界の全てを決めてしまおうとする経済のグローバル化の動きが強まっていること、また、通信技術などの発達によって、文化製品の流通のコストが大幅に低下し、外国製の文化製品の流入が一層容易になっているとも述べる。

このように、グローバル化とコミュニケーション革命によって、従来のカナダ文化政策、すなわち文化産業育成や多文化主義に基づく政府の文化への介入が、自由貿易原則に反する保護策として位置づけられ、アメリカを初めとする国際圧力にさらされることになったのである。同報告書はカナダの文化政策は岐路に立たされていると述べ、自由貿易圧力に屈するのではなく、商品、サービス、投資という概念だけでなく、文化という概念を世界の議論の中に積極的に持ち出すべきだと提言している。世界貿易システムの諸原則が行き過ぎると、それによってもたらされる結果は地球の大衆娯楽システムの完全なアメリカ支配であると、1951年のマッセイ報告書が警告したカナダ文化のアメリカ支配がグローバルに拡張されると警鐘をならすのである。

同報告書に見られる国際多文化主義擁護の論理は幾つか見られ、これは他の政策文書にも繰り返し現れる。

「文化製品の貿易完全自由化は、アメリカ娯楽産業が世界を席卷することによる人類文化の画一化につながる」

「文化的多元性の保存は生物多様性や環境保護と同様に重要である」

「個人や国家のアイデンティティの基礎は固有の文化的価値やその表現にある」

「固有の文化的価値や表現は貿易、経済、技術などの領域においては非常に脆弱である」

これらの命題が本当に正しいかどうかは議論の余地があるところであり、少なくともアメリカの貿易自由化交渉担当者は認めていない議論である。カナダ政府の目指すところは、もちろん貿易自由化を全面的に否定するものではなく、貿易自由化がもたらす経済や雇用へのメリットにも十分に敏感である。しかしながら、カナダ文化を守ることはカナダの国民アイデンティティの維持を通じて、カナダ国家の安全保障につながるという認識が伝統的に強くあることを思い返す必要がある。つまり、経済的利益とは引き替えにできない安全保障上の脅威であるとの認識があるのである。

カナダ政府が求めているのは、原則としての貿易自由化に、ある程度の文化製品保護を認める枠組みである。それは、生物多様性や環境保護が貿易自由化における例外規定を可能にする、より上位の価値であるのと同じ位置づけを固有文化にも当てはめることである。カナダ文化が絶滅の危機に瀕する種の保護と同様に語りうるのかどうか、同報告書は、他でも度々引用されるカナダ文化製品における外国作品の割合を持ち出している。これらの数字をもう一度見れば、この議論が全くリアリティのないものではないことが分かる。

カナダのラジオ放送音楽の 70%が外国製

英語のテレビ番組の 60%が外国製

書籍市場の 70%が輸入本

店頭販売の雑誌の 83%が外国製

音楽販売の 84%が外国音楽

劇場映画の 95%が外国製、

こうした状況に歯止めをかけるために、マッセイ報告書以来半世紀にわたって政府が芸術支援を通じてカナダ人芸術家を保護、育成してきたのがカナダの文化政策であり、それが自由貿易交渉を通じて、自由貿易原則に反する国家の保護策であるとして撤廃を求められている訳である。文化産業関係者、芸術家、また文化政策担当者は、むしろカナダ文化政策の論理を逆にグローバルな議論の中に持ち出し、国際社会の規範に高め、自由貿易原則より上位の価値規範と位置づけるといふ、いわば反撃にでる戦略を選択したと云ってよいであろう。

2-2-4 国際多文化主義のアドボカシー活動

多文化主義を国際社会の規範とするために、カナダ民族遺産省は国際社会に訴える行動に出ている。カナダ外交の常套手段であるが、単独行動ではなくユネスコという国際機関と連携をとりながら、利害を共有し、理念に共鳴する諸国を組織しながらの行動である。その最初の目立った行動が、1998年6月にオタワでカナダ民族遺産省が主催した「文化政策国際会合」(International Meeting on Cultural Policy)である。

この国際会議はシェイラ・コップス民族遺産大臣が主催者として、趣旨に賛同する18カ国の文化大臣を招いて文化政策についての討議を行ったものである [Canadian Heritage, Department of, 1999a]。会議に参加したのは、アルメニア、バルバドス、ブラジル、クロアチア、ギリシャ、アイスランド、イタリア、象牙海岸、メキシコ、モロッコ、ポーランド、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トリニダードトバゴ、チュニジア、ウクライナ、英国の文化大臣である。日本政府は参加を断った。最近の国際会議の通例にならって同時並行するNGO会議も開催され、この参加者に対してロックフェラー財団が助成を行っている。

会議のテーマとして取り上げられた文化政策の課題は「文化的多様性と開発」「国際関係における文化の役割」「文化と貿易」の3つであり、カナダの考える国際多文化主義と密接に関連していることは明らかであろう。コップス民族遺産大臣自身の総括によると、会議ではグローバル化の進行の中で文化的多様性と創造性を振興し、追求する必要性について強い合意が得られた。文化的多様性を反映し、かつ経済発展を持続的なものとするための文化政策に関して、幾つかの提言が出された。また、経済計画は文化伝統を反映すべきであり、そのために国際金融機関もまた文化的多様性の議論に巻き込むべきであるとされ

た⁹。さらに、小国や開発途上国が文化的多様性プログラムに参加し、かつリードするための提言もなされている。

最も焦点の国際貿易協定に対する文化のインパクトについては、自由貿易原則から文化を除外することを求めたが、一部諸国は貿易自由化のもたらす利益にも注意すべきだと述べたとされる。多くの文化大臣がこの問題は小国や途上国においては、特に慎重な扱いが必要だとの認識を示した。グローバル化を単に経済や技術の問題と見なして、そのもたらす社会的インパクトを無視するのは間違いであると合意された。国家的あるいは国際社会の文化的諸目標と進行中の貿易自由化の間にバランスをとる必要があるとも合意された。

この報告書を見る限り、カナダの主張は多くの点で参加各国の賛同を得ることに成功したと言えよう。この会議で、フォローアップとしていくつかのことが決められた。第1は、国際文化政策ネットワーク (International Network on Cultural Policy: INCP) の設立である。コンタクトグループが作られ、その最初のメンバーにはカナダ、スウェーデン、メキシコ、ギリシャが就任した。このネットワークの設立時の議長国として、カナダが最初の1年の事務局を努めることも決まった。

第2回の国際文化政策ネットワーク会議はメキシコのオアハカで1999年9月に開かれ、参加国は25カ国に増えた[National Council for Culture and the Arts of Mexico 2000]。新たな参加国で重要と思われるのは、アメリカ合衆国 (National Endowments for the Arts の President)、ロシア、フランス、スペイン、ノルウェーなどが新たに参加したことである。アメリカには文化大臣がないので閣僚レベルの参加ではないが、アメリカの文化関係機関を巻き込んだことは重要であろう。また、フランスが参加したことは、ユネスコを動かしていく上でも重要なことと思われる。

討議された文化政策のテーマは、「世紀の終わりにおける遺産」「文化におけるアクター」「地球時代の文化の諸課題」であり、当初のカナダ政府の問題意識に加えて、有形・無形の文化遺産の問題が新たに提起された。とくに社会、経済開発における文化遺産が特に途上国においては重要であるとの記述が見られ、おそらくは文化遺産問題は主催国メキシコの問題関心を反映したものであらうと思われる。しかしながら、会議の当初のねらいであり、またカナダ政府のねらいでもある文化的多様性の保護の必要性は第2回会議でも広範に確認されており、このメキシコでの会議ではユネスコのストックホルム行動計画に焦点が当てられ、文化的多様性の具体的な行動は、ユネスコを通じて実施する方向が強く打ち出されている。そして、文化的多様性に関する新しい国際的取り決め (new international instrument on cultural diversity) の必要性が決議された。

同会議は2000年にはギリシャ、2001年にはスイス、2002年には南アフリカでの開催が決議され、カナダ政府がフォローアップ活動のリエゾン・オフィスを勤めることも決まった。ネットワークのリエゾン・オフィスは、カナダのハルに置かれている。(http://www.incp-ripc.org 参照。)

⁹ 世界銀行が文化開発に積極的な姿勢を示していることがこの議論の背景にあると思われる。

第3回会議はギリシャのサントリニで2000年9月に開催された。参加国は23カ国であり、アメリカとイギリスが参加しなかったのに対してキューバが加わっており、いささか反米的なポジションとなっているように見える。会議の議題は、「文化遺産」「グローバル化を指導する指標」「国家行動へのインプリケーション」となっており、グローバル化を指導する指標では何らかの国際的取り決めの必要性が再び強調されている。そして、「文化的多様性とグローバル化」ワーキンググループに国際的取り決めの具体的検討を指示し、かつ同ワーキンググループが提案した、国際条約的な何かの基礎としての既存の諸条約から抜き出した10の原則について了承したのである。10の原則とは以下の通り。

- (1) 基本的人権宣言、特にその27条“Everyone has the right freely to participate in the cultural life of the community, to enjoy the arts and to share in scientific advancement and its benefits”.
- (2) 文化遺産は共同体を過去と結びつけるアイデンティティと自己理解の決定的に重要な構成物である。
- (3) 芸術は、個人と社会の発展にとって基本的な役割を果たす。国家はその芸術家と芸術的自由を保護し、擁護し、援助しなければならない。
- (4) 言語的、民族文化的多様性は国家、および国際社会の文化的豊かさと伝統の維持発展を助け、かつ共通の価値と社会的一体性へのコミットメントを反映する。
- (5) 著作者および権利保持者は、彼らの創作に対する道義的かつ物質的な利益を保護される権利を有している。
- (6) 文化的な商品とサービスは他の商品とは異なるものとして認知され、扱われなければならない。
- (7) 個人の社会的、文化的満足は人間の発達の際となる要素であり、持続的開発アプローチに統合されなければならない。
- (8) 国際交流と文化協力は、ますますグローバル化する世界において広範な文化的信義の構築に必要であり、かつ人間の安全保障の構築に重要な手段である。
- (9) 文化的多様性は広範な文化的影響への開放性を含むものであり、地域的な内容を持つものの生産と流通の重要性を認識する。
- (10) 文化的多様性の保存と振興において、諸国政府は役割を果たすべきであり、かつ文化的多様性はよい統治の重要な要素である。

文化的多様性保護のための国際的取り決めの成立に向けて、徐々に前進しつつあるように思われる。

ギリシャでは、さらに会議に先立って、「国際文化的多様性ネットワーク」(International Network for Cultural Diversity) の設立総会が開かれた。このネットワークは、芸術家や文化に関わる諸団体、NGO の作るネットワークで、基本原則に賛同すれば誰でも参加できる。当初40を超える国の300を超える個人と団体が会員となって開始された。ここにも明らかにNGOと協力しながら、国際多文化主義を追求しようとするカナダ政府の戦略

が見える。

第4回会議は、2001年9月にスイスで開催されるが、その最大のテーマは発表されるINCP、ユネスコ等が作成した国際的取り決めの案を巡る討議と、その国際法上の文脈の検討、市民社会の役割についての検討の3点である。いずれにせよ、提案される国際的取り決めの内容を詰め、かつそれが有効に機能する方法を検討することが主要な議題とされている。議題は「文化的多様性の統合」「文化的多様性とグローバル化：文化的多様性に関する国際条約の検討」「文化政策と変化する政府の役割：意見交換と対話」となっており、第2の議題が中心であると思われる。

2-2-5 国際多文化主義政策の行方

既に述べてきたようにカナダ政府の国際多文化主義の国際アドボカシー活動は、それなりの反応と成果を得つつある。その戦略は、欧州諸国と中規模国のグループを作り、また同時にNGOとの協力によって国際的なネットワークを形成し、ネットワークを通じて国際世論の醸成をはかり、これらの複合的な圧力でWTOを初めとする貿易自由化交渉の場で、アメリカを中心とする貿易自由化勢力に譲歩を迫るというものである。おそらくは、欧州が意図している環境保護を貿易自由化の例外規定に入れようとする戦略と似ている。また、アメリカ国内の芸術家や文化団体などの文化関係者、また少数者の権利擁護を掲げる財団やNGOとも連携をとっているように見える。

果たしてこのようなカナダ政府の戦略が最終的にアメリカの自由貿易勢力である共和党、産業界、農業団体などを押し切って、貿易自由化の原則に固有文化保護の例外規定を盛り込めるのかどうかは、まだ不透明である。ただ、WTOのシアトル会議に見られるようにアメリカ中心のグローバル化への反対勢力の政治行動も決して見逃せない事実であり、また中規模国、小国、途上国の集まりであるとはいえ、一定の勢力の形成に成功しつつあるように見える今となって、果たしてアメリカや自由貿易主義者が、これらの主権国家勢力をまったく無視できるかということ、それもまた難しいのではないかと思われる。

おそらくは、固有文化保護政策をどの範囲まで認めるかという点において、妥協が計られるのではないだろうか。ユネスコ内部においても、カナダの主張を認めるという意見と、いわゆる先住民族などの少数民族文化の保護に限って認めてはどうかという意見の対立があると聞く。もし後者となった場合には、カナダ人芸術家の支援などが中心であり、先住民族文化保護が必ずしも中心ではないカナダの文化政策は相当の妥協を強いられることとなろう。また、保護政策にも関税や非関税障壁など様々な手段があり、自国芸術家への支援が一定程度認められる可能性も十分ある。

いずれにせよ、文化と政治が従来にないほど密接に関連し、グローバルな舞台でオープンな形で闘われる時代になりつつあるように見える。その意味では、「文化を世界の舞台に」というカナダの戦略は成功しつつあるのである。

3 国際交流機関

カナダの場合、厳密な意味で国際交流の専門機関というものは存在しない。それに一番近い組織ということでここではカナダ芸術カウンシルを取り上げるが、カウンシルの本来の目的は政府によるカナダ芸術の支援である。その活動の一部にカナダ人芸術家へのトラベル・グラントや芸術作品の海外展への参加など、国際交流的事業が含まれているのが実情である。

3-1 カナダ芸術カウンシル(Canada Council for the Arts)の国際活動

カウンシルは、1957年にカナダ・カウンシル法によって設立された独立機関（arm's length institution）で、カナダの芸術振興を目的としている。国家による芸術振興はイギリス型の独立組織による助成と大陸型の政府による直接援助の2つのタイプがあるが、カナダはイギリス型を採用している。ただし、ケベック州だけはフランス型の州政府による直接支援を行っている。

3-1-1 沿革

既に述べたように、1949年にヴィンセント・マッセイを委員長に「芸術、文学、科学の国家開発に関する委員会」（Royal Commission on National Development in the Arts, Letters, and Sciences）が発足し、1951年に報告書を提出した。このマッセイ報告書の中でカナダ・カウンシルの設置が提言された。これを受けて、1957年3月28日にカナダ・カウンシル法（The Canada Council Act）が議会で成立したのである。同法は「カウンシルの目的は芸術、人文科学および社会科学の研究と受益、また生産を伸張し、促進すること」と定めている。カウンシルは当初、ユネスコ・カナダ委員会の下に置かれた。当初の基金は、ノヴァス・コシアの実業家2人の遺産税による1億カナダドル（約80億円）が充てられた。初代議長（Chairman）はブルック・クラックストン（Brooke Claxton）、総裁（Director）はA.W. トルーマン（A.W. Trueman）である。初年度の芸術に充てられる基金5千万カナダドル（約40億円）の収益は270万カナダドル（約2億1600万円）で、助成金と賞の支出合計は140万カナダドル（約1億1200万円）あった。オーケストラ9団体、劇団3団体、舞踊カンパニー3団体、定期刊行物2誌への助成が行われた¹⁰。

以下に、その後の経緯について重要と思われる事項を列記する。

63年度：基金を3年間で3,000カナダドル増額決定。Molson Foundation がカウンシルに60万カナダドルの基金を寄付し、Molson Prize を設置。

¹⁰ Canada Council for the Arts, "Forty Years in the Life of the Canada Council for the Arts," at homepage: <http://www.canadacouncil.ca/council/mile-e.asp> から抜粋。

- 66年度：Killam Trust から 1,650 万カナダドルが寄付され、学術研究プログラムに充当。
- 67年度：議会が 1,690 万カナダドルの補助金を認め、これにより芸術支援額が 5 倍増。舞踊セクション設立。アーティスト・イン・レジデンス開始、短期助成開始。
- 69年度：Diffusion the Arts Program 開始。映画・写真が独立分野に。
- 70年度：芸術賞審査委員会 (Arts Awards Juries)、芸術奨学金審査委員会 (Arts Bursaries Juries) 設置。
- 71年度：Art Bank 設置。Victor M. Lynch-Staunton Award for the Visual Arts 設置。
- 72年度：出版社への一括助成 (block grant) 開始。カナダ出版物の翻訳助成開始。
- 73年度：First Explorations Program 開始。カナダ文学振興のための書籍購入プログラム開始。カナダ・カウンシル翻訳賞開始。
- 75年度：芸術予算が 3,260 万カナダドルに達する。児童文学賞設置。Art Bank の所有作品が 6,600 点になる。
- 77年度：カウンシルは芸術が政府からの独立している伝統を維持するよう強く求める。社会人文科学研究評議会 (Social Sciences and Humanities Research Council) が政府によって設置され、カナダ・カウンシルの責任は芸術だけになる。(この時以降、カナダ芸術カウンシルとなる。)
- 78年度：トロント・シンフォニー・オーケストラの中国公演支援等、中国、ソ連への公演を支援。第 1 回の National Book Festival 開催。
- 80年度：国際翻訳助成プログラム開始。
- 81年度：Appelbaum-Hebert Commission が「連邦の文化機関は連邦政府から独立 (arm's length relation) を維持する」よう提言。
- 83年度：6,500 万カナダドルを芸術分野で助成。メディア・アーツセクション設置。
- 84年度：ロビーイングが成功し、カウンシルは他の 3 つの文化機関とともに、財務行政法改革の例外と認められ、議会からの独立性 (arm's length relationship) を維持。
- 85年度：カウンシルは初めて議会予算が削減される。コミュニケーション大臣から 220 万カナダドルの 1 回限りの補助を受ける。
- 86年度：ローマとバルセロナのスタジオの residency プログラムが建築プログラムに追加される。
- 88年度：文化的多様性に関する諮問を実施。カウンシルは 9,330 万カナダドルの助成等を実施。
- 89年度：人種平等委員会設置。
- 90年度：インフレを考慮すると議会予算は 20% の減少。Bell Canada Award in Video Art 開始。
- 91年度：Status of the Artist 法成立。カウンシルの予算はインフレのため、1987 年度との比較で実質 30% 減。社会人文科学研究評議会との合併計画が発表される。(後に上院で否決される)。

- 93年度：財務省から2年間で運営経費（administrative cost）を2年間で200万カナダドル削減を依頼される。カウンシルは、94年度までに240万カナダドルの削減を決定。複数年助成制度の導入。文化的多様性に関するサブ・コミティの設置。
- 94年度：戦略計画「未来への設計」（“A Design for the Future”）を1995年3月に発表。3年間で運営経費50%削減を発表。政府は理事の数を21名から11名に削減。Art Bankプログラム中止。芸術に関する先住民委員会を設置。
- 95年度：議会予算200万カナダドル削減。スタッフ数を3分の1削減。芸術セクションの数を10から7に削減。Art Bankプログラムの年間赤字が210万カナダドルから45万カナダドルに減少。
- 96年度：基金・賞部門（Endowment and Prizes Office）新設。運営経費の半減を達成。カウンシル40周年。

以上から分かるように、1980年代まではカウンシルは順調に拡大をたどったが、80年代のインフレで実質予算の目減りがあった。さらに、1990年代に入ると事業予算が減らされ始めただけでなく、運営経費の大幅な削減が行われスタッフ数が3分の2に削減されるという相当にドラスティックなリストラが行われている。1997年度以降は議会予算が再び増額されており、インフレ調整済みの実質価値でリストラ以前のレベルに戻っている。現在は、大幅なリストラの影響からようやく落ち着きを取り戻した段階である。

3-1-2 機構・意志決定(ガバナンス)

政府によって任命される理事（多くは芸術家）によって構成される理事会が政府から独立してカウンシルを運営する。芸術助成の運営は基本的に公募性で、専門家審査を原則とする外部委員会選考であり、審査終了後の委員名公表、落選者への理由説明など、アカウントビリティと透明性が高い。スタッフは、芸術の専門家をリクルートするプログラム・オフィサー制度に則っており、選考委員およびスタッフの両方のレベルで「芸術専門家による運営」が基本となっている¹¹。

<理事会の構成>

1957年の創設当時は、21名のカウンシル・メンバーであったが、1994年度からは11名に減員されている。議長と副議長の任期は5年以内で、一般委員は3年以内。一般委員の任期は1回のみ更新可。年4回の定例カウンシル会議があるが、しばしばカナダ芸術カウンシルを代表する機会がある。委員は無給であるが、日当の支払いとカウンシルの仕事をする場合の経費は支払われる。委員は基本的に芸術関係者である。

¹¹ ブリーム Carol Bream, Director, Endowments and Prizes 氏らのインタビュー。

Chairman/President Jean-Louis Roux

Vice-President/Vice-Chairman François Colbert

Member

Dean Brinton
Suzan Ferley
Nalini Stewart
Riki Turofsky
Irving Zucker

Suzanne Rochon Burnett
Richard Laferrière
Jeannita R.M. Thériault
Max Wyman

<組織の機構図>

Chairman's Office

Director's Office

Arts Division

Dance Section
Theatre Section
Visual Arts Section
Inter-Arts Office
Equity Office
Arts Service Unit

Music Section
Media Arts Section
Writing and Publishing Section
Outreach Office
Aboriginal Arts Secretariat

Public Affairs, Research and Communications
Communications Section

Endowments and Prizes

Art Bank

Canadian Commission for UNESCO

Administration Division

Human Resources
Financial Planning
Information Management Services
Public Lending Right Commission

Finance
Administrative Services

3-1-3 予算の推移、プログラム領域ごとの支出の推移

収入は大部分が政府予算であり、一部基金収益がある。1999-2000年度の収入と支出は以下の通り¹²。基金額は、1999-2000年度で総額3億706万カナダドル(約245億6500万円)であり、そのうち民間基金(民間からの指定寄付)は7,165万カナダドル(約57億3200万円)である。民間基金は、冠のついた賞であったりフェローシップや研究助成金など。

¹² 1999-2000年度の収支報告書から。

1999-2000 年度の収支

<u>収入</u>	(単位 1000 カナダドル)
投資収益	31,701
その他収入	1,657
合 計	33,358 (約 26 億 6,900 万円)
<u>支出</u>	
プログラム支出	
助成金	113,878
管理費	7,126
サービス	2,129
ユネスコ国内委員会	1,283
一般管理費	9,746
Art Bank	140
合 計	134,302 (約 107 億 4400 万円)
純損益	100,944
<u>議会補助金</u>	<u>116,584</u>
収支	15,640 (約 12 億 5,100 万円)

議会予算の推移を 1978-79 年度から 2000-2001 年度までを通して、表面価値とインフレ調整済み実質価値で表示したのが別表 1 である。これで分かるように、1992-93 年度までは表面価値では一貫して予算増額されたが、1993-94 から 1996-97 までの 4 年間は予算減額の時期であり、既述の通りリストラが行われた時期である。その後、予算は表面価値では増額されているが、インフレ調整済みの実質価値では、1980 年代末～1990 年代初めのリストラ前の時代に戻した程度である。

支出であるが、1996-97 年度から 1999-2000 年度までの部門毎の支出を表したのが別表 2 である。部門間の割合は毎年そう大きな変化が無いことが分かる。また、この表には現れないが、運営経費は総収入の 10～16% であり、大部分が助成金となっている¹³。助成件数と金額は、2000 年度で 4,594 件、総額約 1 億カナダドル (約 80 億円)。

3-1-4 国際プログラム

何度も述べたようにカナダ芸術カウンシルの目的は芸術振興であり、助成の大部分は国際交流と直接関係している訳ではない。そこで、次にカウンシルの内部資料で特に国際的な活動がどのようなものかを見てみたい¹⁴。国際的な活動は(1)プログラムの目的からして元来国際的な活動支援である指定国際プログラム、(2)国際トラベル・グラント、(3)国際的な活動を含む一般の助成の 3 カテゴリーに分けられており、1999-2000 年度のカテゴリー

¹³ The Canada Council for the Arts, "Summary of the Corporate Plan and Operations and Capital Budgets 1999-2002."

¹⁴ The Canada Council for the Arts, "Profile of Funding to International Programs, 1999-2000," November 2000.

別の助成金総額は以下の通りである。

分類	助成金合計 (カナダドル)
(1) 指定国際プログラム	1,957,756 (約 1 億 5,660 万円)
(2) 国際トラベル・グラント	582,952 (約 4,660 万円)
(3) 国際活動を含む一般助成案件	7,489,512 (約 5 億 9,920 万円)
合計	10,030,220 (約 8 億 240 万円)

1999-2000 年度の助成金総支出の 111,060,263 カナダドルと比較すると、上記の国際的活動への助成総額は全体の約 9.1%である。全体としてみるとまだ国際交流関係は少ないが、それでもここ数年「国際的プロモーション」を目的とした幾つかの指定国際プログラムが新設され、この助成金支出は 1996-97 年度から 1999-2000 年度までの 3 年間で、192,924 カナダドルから 1,957,756 カナダドルへと約 10 倍増しているのである。明らかに、文化産業支援の一環としてカナダ芸術を国際的に売り出そうという 1990 年代後半以降の政策を示している。いわば、「守りの芸術支援」から「攻めの芸術支援」へ徐々にではあるが方向転換を図りつつある。あるいは、そうした圧力が議会等からかかっていると言えるであろう。

次に、指定国際プログラムを紹介したい。データは、同じく 1999-2000 年度である。各プログラムの助成金総額は以下の通り。

プログラム名称	助成金額 (カナダドル)
Aboriginal Peoples Collaborative Exchange	89,300
International Co-operation Program for Dance (Pilot Project)	261,000
Inter-Arts Program: Dissemination Grants	0
Media Arts: Dissemination Project Grants	0
International Performance Assistance in Music (Pilot Project)	121,158
Theatre International Pilot Project	693,405
Visual Arts: Major International Exhibitions	180,000
International Translation Grants	305,300
Outreach Program: New Audience and Market Development Assistance—International Marketing and Promotions	307,593
合計	1,957,756

<Aboriginal Peoples Collaborative Exchange>

カナダの先住民族コミュニティの芸術家や芸術グループが他国の先住民族芸術グループを訪問して交流すること、および外国の先住民族芸術家・グループのカナダへの招

聘事業への助成。助成対象はトロントの Aboriginal Voices、モントリオールの Nation to Nation など助成件数 8 件、2,000 カナダドルから 30,100 カナダドルまで。

<International Co-operation Program for Dance (Pilot Project)>

カナダのダンスのプロ、カンパニー、コレクティブが、国際的な共同制作を実施したり、あるいは共同制作作品を国際的なツアーに出すことへの助成。開発助成、制作助成、国際ツアー助成の 3 つの部分からなっている。助成対象は、バンクーバーの Canadian Institute of the Arts for Young Audiences、トロントの Chase, Sarah May Gwendolyn など 10 件、9,000 カナダドルから 40,000 カナダドルまで。

<Inter-Arts Program: Dissemination Grants>

この普及助成は、Performance Arts, Interdisciplinary Work, New Artistic Practices の普及のためのもので、カウンシルの芸術分類にとらわれず、応募出来るもの。1999-2000 年度から、メディア・アーツセクションから移動したため、この年度は助成助成実績なし。

<Media Arts: Dissemination Project Grants>

このプログラムは、カナダの非営利のメディア・アーツ作家や組織が、展示、巡回展示、放送、特別マーケティング活動などを行うことへの助成。1999-2000 年度は国際的活動を含める移行期のため国内助成のみ。

<International Performance Assistance in Music (Pilot Project)>

このプログラムはカナダのプロの音楽家やグループが、国際的な招待を受けて海外公演する場合の助成。助成対象は、トロントの Autumn Leaf Performance など 13 件で、1,600 カナダドルから 20,000 カナダドルまで。

<Theatre International Pilot Project>

カナダの演劇の海外でのビジビリティを高めるために、カナダの劇団と海外の劇団の共同制作を支援する。トロントの Associated Designers of Canada、ヴァンクーヴァーの Axis Theatre Co. など 43 件、1,000 カナダドルから 120,000 カナダドルまで。

<Visual Arts: Major International Exhibitions>

このプログラムは 1999-2000 年度から始まったもので、海外の主要なヴェニス、シドニー、サンパウロなどの主要な国際展覧会にカナダ人作家の作品を展示するために、そのコーディネーションを行うカナダの組織を助成する。Canadian Center for Architecture, Vancouver Art Gallery など 4 件が対象となった。助成金額は、10,000 カナダドルから 75,000 カナダドルまで。

<International Translation Grants>

この助成は、外国の出版社がカナダ人作家の作品を英語・仏語以外の言語に翻訳する際に助成するもの。68 の外国出版社が助成を受けた。金額は、700 カナダドルから16,900 カナダドルまで。

<Outreach Program: New Audience and Market Development Assistance

—International Marketing and Promotions>

この助成はカナダの芸術家やマネージャーが、海外市場を開拓するのを支援するもので、具体的には主要な国際芸術祭、ショウケース、トレードフェアに参加する費用の助成。数百カナダドルから数千カナダドルまで。件数は不明。

3-1-5 各分野プログラムの概略と国際プログラム:

セクション・ヘッドのインタビューから

<音楽>

助成予算は、2,500 万カナダドル(約 20 億円)で、国際的活動は約 100 万カナダドル(約 8 千万円)。カウンシルは最初の 25-30 年間は、クラシック音楽だけだったが、ジャズ、ワールド・ミュージックなど多様なジャンルをカバーしている。カナダのオペラ、オーケストラの海外公演の支援は、外務・国際貿易省のプログラムがカバーしている。カウンシルの国際活動は、主として、専門訓練、研究、プレミアム公演、カナダ人作曲家の海外派遣など。

<演劇>

助成予算は、約 2,000 万カナダドル(約 16 億円)で、そのうち 80 万カナダドル(約 6,400 万円)程度が国際的な活動に向けられている。国際的活動の多くは、芸術監督の旅費、芸術監督や美術監督の交換、レジデンシー・プログラムなど。共同制作は 2~3 年のより長期の時間を必要とするため、あまり多くはない。

<美術>

助成予算は、1,500 万カナダドル(約 12 億円)で、国際的活動は約 20 万カナダドル(約 1,600 万円)。カナダの現代美術への政府援助は非常に少なく、カナダ民族遺産省は予算がなく、外務・国際貿易省の海外展示もごく少ない。カウンシルの美術分野の国際プログラムは、美術館への年間助成(ブロック助成)の中で細々と賄われる程度。カナダ現代美術の展覧会は、国内、海外とも驚くほど少なく、危機的状況。主要な国際展に出品するのが限度。レジデンシー・プログラムは、パリ、ニュージーランド、インドを対象にして実施している。建築も美術プログラムに含まれており、ローマにスタジオを所有していて、そこでの若い建築家の 4 ヶ月のフェローシップは評判がよい。

<メディア・アーツ>

助成予算は、1,000 万カナダドル弱(約 8 億円)で、主として国内活動に当てられており、国際活動はこれからの課題。新しい分野。映画の外国機関とカナダ機関の共同製作などへ

の助成があるが、年間 10 件以下。映画部門は歴史があるが、メディア部門は新しく実験的段階。メディアには年間 10 億カナダドル(約 800 億円)以上の投資があり、カナダ・カウンシル予算はその 1%以下であるため、実験的なプロジェクトに絞っている。

3-1-6 中長期的展望と国際交流活動の特徴

カウンシルの状況は当然ながら、予算削減期である 1993 年度から 1996 年度までの 4 年間と、予算が元に戻された 1997 年度以降では相当に異なっている。まず、予算削減期にその対策として出てきた、1995 年 3 月の戦略文書 “The Canada Council: A Design for the Future”¹⁵を見てみたい。次に、戦略文書はまとめられていないが、1997 年度以降を概観してみる。

1994 年に新しい議長と総裁が選出されたのに合わせて、カウンシルの新しい戦略作りが始まったと上記報告書には書かれている。しかし、実際は 1993 年度からの大幅な議会予算削減の対策であったことは間違いないであろう。このために、内部での討議に加えて芸術家コミュニティとの討議が、カナダの 17 の都市で 30 の公開ワークショップや討論会を通じて行われた。さらに、300 名を超える関係者から書面による提案が出され、討議会等を通じて出された提案を合わせて、戦略作りの基礎資料となった。

重要な点は、カウンシルの基本的な使命と事業実施原則がカナダの芸術家によって再確認されたことである。すなわち、国家による芸術支援の必要性、カウンシルが政治的な介入を避けるために政府からは独立した組織であり、カナダ民族遺産大臣を通じて議会に直接責任を負う、助成の選考はピア・エヴァリュエーション（同僚専門家による評価）により、芸術的に優れているか、芸術的な比較の上でメリットがあるかを一義的な基準に行われる、などの点である。

したがって、カウンシルの基本路線には変更がないものの、幾つかの改革を提言し、それらは直ぐに実行に移された。どれも国際交流とは直接に関係がないので、ごく簡単にまとめてしまうと、などである。この提言を受けて、カウンシルのスタッフ数が 3 分の 2 に縮小されたのは既述の通りである。

以上のように、1995 年時点のこの戦略文書を見る限り、カナダ芸術カウンシルの戦略の大きな部分には国際交流は入っていない。予算の削減期であり、コストのかかる国際的活動が入ってこないのはある意味では当然かも知れない。

再び予算が増額された 1997 年度からは、既に見たように国際プログラムが増え、1996 年度から見て 1999 年度までに 10 倍に予算が増えている。明らかに、国際的な活動を増やす方向への方針転換が行われたと見てよいであろう。特定国際プログラムの内容を見れば極めて明瞭のように、カナダ芸術家の海外での評価の獲得、それによる海外市場開拓という外務・国際貿易省で見た文化産業振興政策の一端をカナダ芸術カウンシルも担うようになったのである。先住民文化の交流以外はいわゆる双方向交流事業ではない。相互理解の

¹⁵ The Canada Council for the Arts, “The Canada Council: A Design for the Future,” March 1995.

促進といった曖昧な目的ではなく、極めて鮮明に国際芸術市場で勝ち抜くための優れたカナダ芸術の創造とその海外市場への売り込みという戦略的国際交流（もし、こう呼べるとすれば）が目指されている。

全体を通して言えることであるが、グローバル化を前にして、カナダの伝統的な文化政策を守るために、ひとつの国家戦略の下で外務・国際貿易省、カナダ民族遺産省、カナダ芸術カウンシルの活動がますます戦略的に統合されつつあると言ってよいであろう。その国家戦略とは、第1に国家による国内文化産業振興という守りの側面と、文化産業の海外市場開拓という攻めの側面を持った政策であり、第2に、国家による文化政策を自由貿易主義から守るための国際多文化主義政策である。こうした国家戦略が、アメリカ合衆国という唯一の超大国と国境を接し、かつアメリカ娯楽産業に圧倒的な寡占を許しているカナダという国家の安全保障意識から出ていることは既に述べた通りである。

別添資料

参考文献

<図書、論文>

- Banting, Keith G., "Social Citizenship and the Multicultural Welfare State," in Alan C. Cairns et.al. eds., *Citizenship Diversity and Pluralism: Canadian and Comparative Perspectives*, McGill-Queen's University Press, 1999.
- Brooks, Stephen, *Public Policy in Canada: An Introduction*, Oxford University Press, Third Edition, 1998.
- Dowler, Kevin, "The Cultural Industries Policy Apparatus," in Michael Dorland ed., *The Cultural Industries in Canada: Problems, Policies and Prospects*, James Lorimer & Company, Publishers, 1996.
- Portman, Jamie, "And Not By Bread Alone: The Battle Over Canadian Culture," in David Thomas ed., *Canada and the United States: Differences that Count*, Broadview Press, 1993.
- Randall, Stephen J., "Divergent Visions, Common Problems: Canadian and American Foreign Policy Traditions," in David Thomas.
- Seiler, Tamara Palmer, "Melting Pot and Mosaic: Images and Realities," in David Thomas.
- Woodrow, R. Brian, et.al., *Conflict Over Communications Policy: A Study of Federal-Provincial Relations and Public Policy*, C.D. Howe Institute, 1980.

<政府出版物、内部資料>

外務・国際貿易省

Foreign Affairs and International Trade, Department of, "International Youth Programs," 1999.

カナダ民族遺産省

Canadian Conference of the Arts, "Preliminary Findings of the Working Group on Cultural Policy for the 21st Century," January 1998.

Canadian Heritage, Department of, "Immigrants and Civic Participation: Contemporary Policy and Research Issues," 1997.

Ibid., "Final Report of the International Meeting on Cultural Policy: Putting Culture on the World Stage," 1999.

Ibid., "Culture and Heritage: Connecting Canadians Through Canada's Stories," 1999.

Ibid., "Canadian Diversity: Respecting our Differences," 2000.

Ibid., "Sharing Canadian Stories: Cultural Diversity at Home and In the World," 2000.

Ibid., “Annual Report on the Operation of the Canadian Multiculturalism Act 1999-2000,” 2001.

National Council for Culture and the Arts of Mexico, “Final Report of the Second Informal Meeting of the International Network on Cultural Policies, Oaxaca, Mexico, September 20&21, 1999” 2000.

カナダ芸術カウンシル

The Canada Council for the Arts, “The Canada Council: A Design for the Future,” March 1995.

Ibid., “The Report and Recommendations of the Third Advisory Committee for Racial Equality in the Arts at the Canada Council,” June, 1999.

Ibid., “Review of the Interdisciplinary Work and Performance Art Program: Final Report,” November, 1999.

Ibid., “Breakdown of Grants by Discipline and by Province, 1996-97 to 1999-2000,” April 18, 2000.

Ibid., “Members of the Canada Council for the Arts,” October 2000.

Ibid., “Profile of Funding to International Programs, 1999-2000,” November 2000.

Ibid., “Parliamentary Appropriation to the Canada Council: 1978-79 to 2000-2001,” February 15, 2001.

Ibid., “Programs and Officers,” (no date).

カナダ芸術カウンシル 基本データ

組織	
団体名称	カナダ芸術カウンシル Canada Council for the Arts
所在地	350 Albert Street, P.O.Box 1047, Ottawa, Ontario K1P 5V8 電話 : (613)566-4414 FAX : (613)566-4390 E-mail: info@canadacouncil.ca ホームページ : http://www.canadacouncil.ca
代表者	議長 Chairman: Jean-Louis Roux (舞台監督、俳優、作家)、 副議長 Vice Chairman: François Colbert (モントリオール商科大学マーケティング教授) 所長 Director: Shirley Thompson (元国立美術館長、元ユネスコ代表など)
沿革	1949年にヴィンセント・マッセイを委員長に「芸術、文学、科学の国家開発に関する王立委員会」(Royal Commission on National Development in the Arts, Letters, and Sciences)が発足し、1951年に報告書を提出した。このマッセイ報告書の中でカナダ・カウンシルの設置が提言された。これを受けて、1957年3月28日にカナダ・カウンシル法(The Canada Council Act)の成立によりカウンシルが発足した。同法は「カウンシルの目的は芸術、人文科学および社会科学の研究と受益、また生産を伸張し、促進すること」と定めている。1977年に社会人文科学研究評議会が設立されたため、カナダ・カウンシルは芸術のみを扱うようになる。
意思決定	連邦政府の基金出資、および毎年予算を得ているが、独立機関(arm's length relation)であり、組織運営は政府の任命する11名のカウンシル・メンバーが合議により意志決定を行う。カナダ民族遺産大臣を通じて議会に対して直接責任を負う。個々の助成の選考は、各分野の専門家からなる選考委員会が実施する。委員名は事後公表され、選考結果は全て公表される。透明性の高い選考を行っている。

	機構	カウンシルは議長、副議長を含めて 11 名と定められている。基本的に芸術界の人々から選ばれる。事務局の運営は所長 Director をトップとして、Dance, Music, Theatre, Media Arts, Visual Arts, Writing and Publishing のアートセクションと、広報・研究・コミュニケーション、基金・褒賞、管理のセクション等からなり、ユネスコ・カナダ委員会もカウンシルの中にある。
	定員数	カウンシル・メンバーの定員は 11 名。スタッフの定員は不明であるが、2001 年 3 月の資料では 125 名のオフィサー。
事業		
	主要事業	舞踊、音楽、演劇、メディア・アート、美術、文学出版などの芸術分野でのカナダ人芸術家、または芸術グループの資金助成。約 10% 弱が、カナダ人芸術家、グループの国際的事業への助成。
	各種実績	2000 年度の助成実績は、4,594 件、総額約 1 億カナダドル（約 80 億円）。国際的事業は、1999 年度実績で約 200 件、総額約 200 万カナダドル（約 1.6 億円）。
資金		
	予算	1999-2000 年度を見ると、基金からの収入が約 3,300 万カナダドル（約 26 億円）。連邦補助金が約 1 億 1,600 万カナダドル（約 92 億 8 千万円）。合計で、1 億 5 千万カナダドル（約 120 億円）の収入。予算の大半を占める連邦補助金は、ここ数年 1 億 1,300 万カナダドル（約 90 億 4 千万円）から 1 億 2,500 万カナダドル（約 100 億円）の間。1978-79 年度から現在までの連邦予算の推移は、別表 1 参照。運営費（管理費）の割合は、約 10~16% で、残りは全て助成金に使われる。1999-2000 年度で、支出合計 1 億 3,400 万カナダドル（約 107 億 2 千万円）のうち、助成金支出が 1 億 1,300 万カナダドル。
	資金源	基金収入と連邦補助金予算。基金は、1999-2000 年度で、3 億 7 百万カナダドル（約 246 億円）で、そのうち民間基金（民間からの特定寄付）は合計で、7,165 万カナダドル（約 57 億円）。
政府との関係		
	法的関係	基金支出、および毎年の補助金を受けているが、芸術は政治から独立すべきという考え方で、政府からは独立した関係（arm's length relation）にある。芸術家からなるカウンシル・メンバー 11 名が政治任命される。政府のカナダ民族遺産大臣を通じて、議会に対して直接背金を負う。助成金の配分や運営について、政府・議会の介入は基本的にはない。政府との関係が伝統的に維持されている。しかしカウンシルの歴史の中でそれが脅かされる危険は何度かあった。

政策面での関係	カナダ民族遺産省との調整、また外務・国際貿易省との調整は行われている。個別の助成案件のレベルでの調整もあるし、全体としての国家政策動向を反映して、例えば多文化主義政策などは全てに亘って調整される。
事業役割分担	基本的には、カウンシルは芸術、カナダ民族遺産省はその他文化全般を扱う。国際交流面では外務・国際貿易省が中心であるが、カウンシルはカナダの芸術振興の観点から、芸術家の海外公演、展示、ツアーなどを支援する。
中長期的展望	
中長期計画	<p>1995年の政策文書が最後。ここでは、Visual Art への助成を増やす、Art Bank の廃止、地域別のより公平なバランス、先住民族文化への優先度、Interdisciplinary Art や新技術への対応、運営事務の縮小によって助成金の割合を増やす、プログラムの数を減らして個々のプログラムをより統合的かつ柔軟にする、カウンシルのコミュニケーション活動を活性化するなどの方針が打ち出された。1993年度以降の議会予算削減への対応の色彩が強い。</p> <p>カナダ芸術家の海外市場開拓のための国際展参加、ツアー、マーケティングなどへの助成が、1997年度以降急激に増えており、この点にも重点が置かれているように見える。</p>
背景	<p>1995年の政策文書は、議会による予算削減が最大の背景と思われる。批判を受けて、管理費を大幅に削減し、人員を3分の2にリストラした。その後、1997年度からは予算は元に復している。</p> <p>カナダ芸術家の国際市場開拓のための支援は、外務・国際貿易省の文化産業支援政策と連動しているものと思われる。カナダ政府の対外文化政策は、アメリカの大衆文化への過度の依存から脱却することを最大の目標としており、そのために国内文化産業（芸術を含む）支援を政府が行っている。従来は、守りの政策であったが、グローバル化が進む中で、攻めの政策として、カナダ人芸術家の海外市場開拓を積極的に押し進めようという意図が背景にはあると思われる。</p>

その他調査項目		
	政府関連 民間関連	<p>外務・国際貿易省の芸術家の海外活動支援は外交のニーズ優先であり、芸術の内容は二の次であるのに対して、カウンシルは基本的に芸術の質や比較優位を大原則にしており、そこが異なる。</p> <p>カウンシルは、基本的に営利・非営利の民間芸術組織や個人への助成であるため、民間と競合することは基本的にはない。</p>
	アカウンタビリティ	<p>芸術家が選考する、芸術支援であるため、どうしても選考結果への不満は起こりうる。そのために、選考過程の透明化、選考理由の開示などのアカウンタビリティはカウンシルの信頼性を確保するために重要である。</p> <p>また、運営に関しても、芸術家が自ら運営するという精神であるため、運営のアカウンタビリティにも十分配慮されており、政府からの独立性（arm's length relation）を失わないようにアカウンタビリティが配慮されている。</p>

別添

表1. カナダ・カウンシルへの議会予算(表面価値と1992年を基準とした実質価値)

年度	年度予算	単位 カナダドル	
		インフレインデックス	実質価値
1978-79	39,152	43.6	89,798
1979-80	41,116	47.6	86,378
1980-81	44,647	52.4	85,204
1981-82	52,941	58.9	89,883
1982-83	59,883	65.3	91,704
1983-84	65,581	69.1	94,907
1984-85	72,614	72.1	100,713
1985-86	74,244	75	98,992
1986-87	85,311	78.1	109,233
1987-88	96,895	81.5	118,890
1988-89	93,251	84.8	109,966
1989-90	103,503	89	116,296
1990-91	104,054	93.3	111,526
1991-92	105,493	98.5	107,099
1992-93	108,215	100	108,215
1993-94	99,335	101.8	97,579
1994-95	98,362	102	96,433
1995-96	97,946	104.2	93,998
1996-97	91,093	105.9	86,018
1997-98	113,968	107.6	105,918
1998-99	116,169	108.7	106,871
1999-00	116,456	109.8	106,062
00-2001	125,227	111.5	112,311

表2. カナダ芸術カウンシルのプログラム分野別の助成金額

(1996-97年度～1999-00年度)

プログラム分野	単位 カナダドル			
	1996-97	1997-98	1998-99	1999-00
Dance	10,402,401	12,152,572	12,269,216	12,554,148
Music	17,877,816	21,134,221	21,557,962	21,081,362
Theatre	16,689,930	20,046,890	20,348,559	19,809,677
Visual Arts	10,870,119	13,053,247	15,392,193	15,185,558
Media Arts	6,206,460	7,666,894	9,230,800	8,807,200
Wiring/Publishing	15,165,752	17,811,113	17,417,852	17,634,795
Interdisciplinary	6,195,601	742,240	851,000	996,919
Prizes/Others	4,701,770	1,058,057	1,612,510	3,218,490
Grants Programs	78,533,808	93,644,234	98,680,092	99,288,149
Millenium Arts Fund	0	0	5,318,200	3,720,000
Total Grants and MAF	78,533,808	93,644,234	103,998,292	103,008,149
Public Lending Right	6,000,406	8,030,060	8,059,252	8,052,114
Total Funding	84,534,214	101,674,294	112,057,544	111,060,263

(出典: カナダ・カウンシル内部資料)